

第 5 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成20年 2 月 26 日

開 会 中

場 所 第 5 委 員 会 室

平成20年2月26日（火曜日）

午前10時1分開議

午後0時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

議案第8号 平成19年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第9号 平成19年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 平成19年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）のうち

議案第14号 平成19年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第23号 平成20年度熊本県一般会計予算

議案第30号 平成20年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

議案第31号 平成20年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第32号 平成20年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

議案第37号 平成20年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

議案第68号 熊本県産業開発青年隊訓練所条例を廃止する条例の制定について

議案第69号 熊本県緑の基金条例の制定について

議案第70号 熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 工事請負契約の締結について

議案第86号 専決処分の報告及び承認について

議案第87号 専決処分の報告及び承認について

報告第3号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件について

報告事項

①土木部における平成20年度の行財政改革の取組みについて

②水俣港百間排水路等ダイオキシン類対策について

出席委員（8人）

委員長 井手 順 雄

副委員長 溝口 幸 治

委員 山本 秀 久

委員 児玉 文 雄

委員 渡辺 利 男

委員 岩中 伸 司

委員 堤 泰 宏

委員 森 浩 二

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 渡邊 俊 二

次長 中村 寧

次長

兼下水道環境課長 富田 耕 司

次長 青木 徹

土木技術管理室長 田口 覺

新幹線都市整備総室長 長野 潤 一

監理課長 鷹尾 雄 二

用地対策課長 清田 隆 範

道路整備課長 戸塚 誠 司

道路保全課長 宮本 英 一

首席土木審議員兼

河川課長 松 永 卓

港湾課長 生 喜 丈 雄
首席土木審議員兼
都市計画課長 山 本 幸
建築課長 岩 下 修 一
営繕専門監 加 納 義 之
住宅課長 吉 川 泰 久
砂防課長 西 山 隆 司

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信
政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

午前10時1分開議

○井手順雄委員長 そろいましたので、ただいまから第5回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

次に、本委員会に付託されました議案等を議題として、これについて審査を行います。議事次第のとおり、初めに平成19年度補正予算について執行部から説明を求めた後、質疑、採決を行い、次に、平成20年度当初予算及びその他の議案について執行部からの説明を求めた後、質疑、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 異議なしと認めます。よって、それに従い進めてまいりたいと思います。

なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔をお願いいたします。また、本日は、説明等を行う際は着座のままよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○渡邊土木部長 おはようございます。

今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ちまして、まず、最近における土木部行政の動向などについて御報告申し上げます。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、平成20年度の事業費について、昨年12月の政府決定で全国の整備新幹線に3,069億円が確保され、そのうち博多―新八代間には、前年度を大きく上回る1,270億円が確保されました。

工事につきましては、平成22年度末の全線完成を目指し、建設工事が着実に進められております。

熊本県内におきましても、去る2月14日に新田原坂トンネルが貫通しましたし、高架橋工事も県下全域で順調に進められております。設備工事の一つである軌道工事も昨年から始まり、熊本駅や新玉名駅の建築工事についても、近々本格的に始められる予定でございます。

県としましては、できる限りの支援を行い、一日も早い全線の開業に向けて、引き続き努力してまいります。

また、熊本の玄関口である熊本駅周辺の街路整備や連続立体交差事業のほか、新玉名駅周辺の整備に対しましても、引き続き全力で取り組んでまいります。

現在建設中の国道3号熊本北バイパスにつきましては、国において鋭意取り組まれており、来る3月8日に、合志市須屋の国道387号から熊本市麻生田までの1.6キロメートル区間が開通することとなりました。

これにより、既に開通している熊本市麻生田から国道57号熊本東バイパスまでの4.2キロメートル区間とあわせてバイパスの南側の5.8キロメートルが完成し、熊本市北東部の環状道路網が強化されるものと期待しており、引き続き、残る北側の1.8キロメートルの区間の整備促進についても国に働きかけてまいります。

道路特定財源につきましては、暫定税率の関連法案が3月末の適用期限までに成立するのか、予断を許さない状況となっております。

このため、これまでもさまざまな機会をとらえ、暫定税率の維持について訴えてまいりましたが、去る1月22日には、私も県選出の国会議員の方々に訴え、また、2月1日には、県内地方6団体と商工3団体に同行しまして、各政党、県選出国会議員の方々に、国に対し要望活動を行いました。

さらに、2月3日には、暫定税率が廃止された場合の影響や暫定税率維持の必要性について、県民の皆様にお知らせし、御理解をいただくため、県広報誌「県からのたより」としてチラシを作成し、配布したところでございます。

今後とも、引き続き、一人でも多くの県民の皆様へ暫定税率維持について御理解をいただけるよう努めるとともに、国等に対して、道路財源の確保を強く訴えてまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成19年度補正予算関係議案5件、平成20年度当初予算関係議案5件、条例等関係議案7件、報告関係1件でございます。

初めに、今回の補正予算でございますが、国庫補助事業、国直轄事業の内示増減及び事業量の確定等に伴う補正予算で、一般会計、特別会計を合わせまして合計で5億3,140万8,000円の減額を計上しております。

次に、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定として、357億1,151万6,000円をお願いしております。

その主な要因としましては、関係機関との調整に不測の時間を要したことや用地取得の難航等でございます。

土木部といたしましては、今後とも、各事業の早期完成に向けて、なお一層努力する所

存でございます。

平成20年度当初予算は、来る3月23日に知事選挙が実施されることから、骨格予算として、人件費等の義務的経費や経常的経費を中心として計上しております。

一般会計でございますが、投資的経費につきましては、県内景気への配慮及び必要な社会資本を着実に整備する観点から、継続事業を中心として、平成19年度当初予算から、九州新幹線建設事業費負担金や国直轄事業負担金を除いた約4割に相当する317億7,863万4,000円を計上しており、対前年度比は31.3%でございます。

次に、消費的経費につきましては、年間所要額として117億6,191万円を計上しており、対前年度比は93%でございます。

一般会計の合計は435億4,054万4,000円を計上しており、対前年度比は38.1%でございます。

次に、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の4つの特別会計につきましては、年間所要額として合計で89億6,858万9,000円を計上しております。

土木部の一般会計、特別会計を合わせた総額としましては、525億913万3,000円を計上しており、対前年度比は41.7%でございます。

条例関係等議案につきましては、産業開発青年隊訓練所の廃止に係る熊本県産業開発青年隊訓練所条例を廃止する条例の制定について外3件の条例の制定及び改正、小川泉線19年発生道路災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について1件、道路管理瑕疵の和解及び賠償額の決定に係る専決処分報告及び承認について2件、計7件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分報告についての1件について御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、土木部における平成20年度の行財政改革の取り組みについて外1件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○鷹尾監理課長 最初に、資料の確認でございますが、今回は、建設常任委員会説明資料といたしまして、2月補正予算関係と平成20年度当初予算、条例関係の2冊、その他報告事項として2件御用意をいたしております。

それでは、お手元資料1、建設常任委員会説明資料により御説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

今回の補正予算、先ほど部長から御説明申し上げましたとおり、国庫補助事業等内示増減及び事業費の確定に伴う補正予算でございます。

上の表をごらんください。2段目の補正額の欄でございますが、まず左端の方から、一般会計の普通建設事業につきまして、補助事業が8億7,695万3,000円の減額、単県事業が1億9,537万2,000円の減額、直轄事業が9億7,487万4,000円の増額を計上しております。

次に、災害復旧事業の欄でございますが、補助事業が4億3,962万円の減額、単県事業が1,736万3,000万円の減額、直轄事業が2億9,796万8,000円の増額を計上いたしております。

投資的経費計といたしまして、2億5,646万6,000円の減額でございます。また、消費的経費につきましては8,314万7,000円の減額で、一般会計の合計といたしまして3億3,961万3,000円の減額となっております。

次に、その右側、特別会計でございますが、

投資的経費が7,209万円の減額、消費的経費が1億1,970万5,000円の減額、合計で1億9,179万5,000円の減額となっております。

左端の一般会計合計額、特別会計を合わせた合計の欄でございますが、5億3,140万8,000円の減額となっており、下段の方でございますけれども、補正後の合計額1,296億6,252万円となっておりますのでございます。

下の表につきましては、各課別の内訳でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

平成19年度予算総括表でございます。

各課ごとの補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載いたしております。一番下の土木部合計の欄をごらんください。

右側、補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金が5億5,731万4,000円の減額、地方債が6,400万円の増額、その他が4,124万2,000円の増額、一般財源が7,933万6,000円の減額でございます。これは各課の事業ごとの国庫支出金、地方債などの財源が確定したことなどに伴うものでございます。

以上が土木部の予算全体の状況でございます。

3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課ごとの補正予算の詳細を記載いたしております。

まず、監理課の補正予算でございますが、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、2段目の職員給与費でございますが、監理課関係分といたしまして2億2,976万5,000円を増額しております。

職員の給与費につきましては、7ページ以降すべての課に出てまいりますので、私の方から一括して御説明させていただきます、各課からの説明は割愛をさせていただきます。

土木部の職員給与でございますが、職員給与費と、それからもう1つ、事業費の職員給与費がございます。事業費から給与に充てま

すものを事業費の職員給与費として整理をいたしております。それ以外の一般財源等から給与に充てるものを職員給与費として整理をしているところでございます。

今回、事業費及び人件費の額が確定したことに伴い補正をするものでございますが、土木部全体では8,462万5,000円の減額となっております。

次に、下から2段目の土木行政情報システム費でございます。2,375万4,000円の減額をいたしております。これはCALS/EC事業につきまして、入札残等に伴う事業費の減額によるもの、それから経費節減によるものでございます。

以上、今回の監理課の一般会計補正額でございますが、2億1,170万5,000円の増額となっております。

5ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

4段目の一般会計繰出金でございますが、938万4,000円の増額をいたしております。これは、一般会計から用地先行取得事業を特別会計に繰り入れしていたものを、一般会計へ償還するものでございます。国の用地買い戻し予定額が、当初の見込みを上回って確定をしたため、増額をするものでございます。

以上、今回用地先行取得事業特別会計の補正額は938万4,000円の増額となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○戸塚道路整備課長 道路整備課分を御説明いたします。7ページから8ページにかけてでございます。

まず、7ページ上段の道路橋梁総務費で、3段目の国直轄事業負担金で5億7,340万2,000円の増額補正を計上しております。これは国の補正予算によります国直轄道路事業の促進に伴います負担金の増額でございます。

次に、下段の道路新設改良費でございます

が、下から3段目の道路改築費で2億円の増額補正を計上しております。これは、右側の説明欄に記載しております国道387号、小国町の西里バイパスで、国の補正予算による国庫補助事業の内示増に伴うものでございます。

以上、2つが主なものでございまして、このほか内容・財源更正や経費節減等によるものも合わせまして、8ページの最下段のとおりでございますけれども、道路整備課計で9億8,629万1,000円の増額補正をお願いしております。

以上でございます。

○宮本道路保全課長 道路保全課でございます。資料の9ページをお願いします。

今回の主な補正の内容につきましては、9ページ1行目の道路橋梁総務費の職員給与費の支出科目の更正によります減と経費節減等による減でございまして、10ページの最下段になりますが、4億8,358万2,000円の減額となります。

それから、10ページの下から3行目、説明の欄になりますが、国道266号天門橋の橋梁補修費、これは内容は耐震対策でございまして、1億5,000万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

以上でございます。

○松永河川課長 河川課でございます。資料の11ページをお願いいたします。

最上段の河川海岸総務費でございますが、2億454万1,000円の増額を計上いたしております。

主な内容といたしましては、上から4段目の国直轄事業負担金でございまして、3億2,3万2,000円の増としております。これは白川等の直轄河川改修事業の補正に伴う県の負担金の増でございます。

次に、12ページの2段目の河川改良費で

ございますが、6億761万6,000円の減額を計上いたしております。

主な内容といたしましては、7段目でございますが、河川総合開発事業で1億6,000万円、次の13ページでございますが、2段目の総合流域防災事業で5億1,152万9,000円の減となっておりますが、これは国庫内示減及び受託事業の減に伴うものでございます。

次に、下から3段目の河川等補助災害復旧費でございますが、1億4,165万2,000円の減額を計上いたしております。

主な内容といたしましては、最下段の直轄の災害復旧事業負担金でございます。平成19年度発生災害の負担金として、2億9,796万8,000円を計上いたしております。

また、14ページの上から2段目でございますが、現年発生国庫補助災害復旧費につきまして、平成19年度発生の災害復旧事業費の確定に伴いまして2億9,380万6,000円の減といたしておりますが、これは待ち受け予算として計上していたものを今回減額するものでございます。

以上、河川課分の補正総額として5億6,639万円の減でございます。よろしく願いいたします。

○生喜港湾課長 港湾課でございます。15ページをお願いします。

一般会計でございます。

15ページの6段目から16ページにかけましての港湾建設費でございますが、これらは国庫内示減や国直轄事業負担金の増でございます。

下から5段目の港湾整備事業特別会計繰出金でございますが、港湾特会の起債償還利子が減少したことによる繰出金の減でございます。

17ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計でございますが、2段目の施設管理費は、人件費及び消費税納付

金の増に伴う増額補正でございます。また、港管理事務所におきますパソコン等の事務機器の賃借や庁舎等の施設管理業務に関しまして、債務負担行為の設定を行うものとしております。

4段目の利子でございますが、起債の新規借入に係る金利確定に伴う利子の減額でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計でございますが、3段目の熊本港臨海用地造成事業費の減額は、経費節減によるものでございます。

2月補正予算は以上でございます。

○山本都市計画課長 都市計画課でございます。19ページをお願いいたします。主なものを説明申し上げます。

4段目の景観整備推進費でございます。9,776万1,000円の増額としております。これは、説明の欄にございますように、民間施設の緑化推進事業、緑の基金積立金ということで積み立てをしております。緑の財団の平成19年11月の解散に伴いまして、その基金の現金の一部を積み立てをするものでございます。ほかは経費節減による減でございます。

20ページをお願いいたします。

街路事業費、3段目の単県街路促進事業費でございます。1億6,000万円の減額としております。これにつきましては、説明の欄にありますように、国庫内示減に伴う減ということで、万田下井手線の減額でございます。

その下の緊急地方道路整備費、1億6,000万円の増額となっております。これにつきましては、同じく万田下井手線の国庫内示増に伴う増でございます。

都市計画課としましては、1億1,548万8,000円の増額をお願いしております。よろしく申し上げます。

○長野新幹線都市整備総室長 新幹線都市整

備総室でございます。資料は21ページでございます。

上から5段目の新幹線建設促進事業費でございますが、4,400万円余の増額でございます。これは鉄道・運輸機構からの新幹線用地の受託事務費の増でございます。

一番下の連続立体交差事業は、国から1,000万円の内示減があったものでございます。

次のページの2行目の緊急地方道路整備費でございますが、1,000万円の内示増でございまして、熊本駅周辺街路の用地買収の促進をこれで図りたいと思っております。

以上、新幹線都市整備総室は4,300万円余の減額補正で、2月補正後の予算総額は252億5,315万円余となっております。よろしくお願いいたします。

○富田次長兼下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道の事業の特別会計に分かれてございまして、まず、一般会計の方から御説明いたします。23ページをお願いいたします。

上から4段目の浄化槽整備事業の5,533万8,000円の減についてですが、これは市町村の浄化槽整備事業の減によるものがございます。

一番下の段の農業集落排水施設整備推進費の1,324万1,000円の減は、交付金対象事業の減額による交付金の減ということでございます。

24ページの方をお願いいたします。

一番上の団体営農業集落排水事業の2,898万7,000円の減、これは国の内示減でございます。

下から5段目の漁業集落排水施設整備市町村補助の6,273万円の減、これも国の内示減ということでございます。

25ページをお願いいたします。

上から4段目の流域下水道事業特別会計繰

出金の799万2,000円の減は、公債費の償還実績の減による繰出金の減ということでございます。そのほかは交付金対象事業費の減額及び経費節減の減額ということになります。

以上、一般会計では1億6,927万9,000円の減額ということでございます。

次に、流域下水道の方を御説明いたします。26ページの方をお願いいたします。

上から3段目の熊本北部流域下水道管理費の7,502万8,000円の減は、維持管理費の減と消費税の納付額の減によるものでございます。

同じ段の一番右の説明欄をごらんください。

熊本北部流域下水道管理費は、年度当初から必要となる水質法定検査業務委託に関する経費として、468万1,000円の債務負担行為を設定しております。

上から6段目の熊本北部流域下水道建設費の2,195万円の増は、事業費の増によるものでございます。

下から3段目の球磨川上流流域下水道管理費の1,416万1,000円の減も、維持管理費及び消費税の納付額の減によるものでございます。

また、同じく球磨川の上流下水道管理費につきましても、年度当初から必要となる水質法定検査の業務委託に関する経費としまして、487万2,000円の債務負担行為を設定しております。

27ページをお願いいたします。

一番上の段の球磨川上流流域下水道建設費の7,800万円の減は、事業費の減によるものでございます。

上から3段目、八代北部流域下水道管理費の579万5,000円の減は、消費税納付額の減によるものでございます。

同じく、八代北部の流域下水道管理費につきましても、年度当初から必要となる水質法定検査費の経費を債務負担行為として設定を

させていただきます。

上から6段目の八代北部流域下水道建設費の1,200万円の減は、事業費の減によるものでございます。

以上、流域下水道事業特別会計で1億9,012万円の減額となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○岩下建築課長 建築課でございます。資料の28ページをお願いいたします。主なものを御説明いたします。

まず、土木総務費でございますが、4段目の営繕管理費について、7,843万5,000円の減額をお願いしております。これは県有施設の保全改修及び耐震診断に要する経費の執行残でございます。

次に、建築指導費でございます。

6段目の建築基準行政費について、3,361万4,000円の減額をお願いしております。これは建築基準指導等に要する経費の減でございます。

次の段のユニバーサルデザイン建築推進事業について、439万3,000円の減額をお願いしております。これは事業実績の減等によるものでございます。

以上、建築課分としましては、最下段のとおり、1億922万9,000円の減額補正をお願いしております。よろしく願いいたします。

○吉川住宅課長 住宅課でございます。お手元の資料29ページと30ページでございます。主なものを説明させていただきます。

まず、住宅管理費でございます。

上から3段目の公営住宅維持管理費で、経費節減によりまして873万3,000円の減額と、それとあわせて、県営住宅使用料が、入退去者数の変動により当初見込みより増額したことに伴いましての財源の更正でございます。

次に、住宅建設費でございます。

下から5段目でございますが、公営住宅建設費が、事業費の確定等に伴いまして2,962万8,000円の減額及び財源更正でございます。

それから、下から2段目をお願いします。公営住宅ストック総合改善事業費が、事業費の確定等に伴いまして9,656万4,000円の減及び財源更正でございます。

それから、最下段の住宅マスタープラン推進事業費が、長寿社会住宅整備事業費等を合わせまして2,793万6,000円の減額となっております。

30ページをお願いします。

最下段ですが、高齢者向け優良賃貸住宅促進事業費が、事業費補助で、事業費の確定等に伴い1,180万円の減、それから、家賃減額補助で、補助対象者数の減によりまして928万3,000円の減額となっております。

住宅課といたしましては、一般会計におきまして、以上の住宅管理費、住宅建設費を合わせまして、最下段のとおり、1億8,437万円の減額補正をお願いしております。よろしく願いいたします。

○西山砂防課長 砂防課でございます。31ページをお願いします。主な補正内容について説明いたします。

まず、5段目の通常砂防事業費でございますが、これは国庫内示減に伴うものでございまして、4,000万円の減額でございます。

また、球磨村の下峯谷川につきましては、早期完成を図る観点から、3,000万円を限度額としましてゼロ国債の設定をお願いしております。

次に、32ページをお願いします。

3段目の国直轄事業負担金でございますが、これは、川辺川におきまして、国が事業主体として実施しております砂防事業の事業費が確定したことに伴います県負担額の減額でございます。1,241万円の減額をお願いし

ております。

次に、4段目の国庫等返納金でございますが、これは、平成17年度総合流域防災事業におきまして、請負業者倒産によります契約解除に伴いまして、既に納入済みでございました国庫補助金の返納が生じたものでございます。国庫返納金としましては、1,374万9,000円でございます。

最下段の土砂災害監視システム維持管理費につきましては、経費節減によりまして63万1,000円の減額をお願いしております。

また、説明欄に内容更正と記載してありますのは、事務費の一部を人件費に更正したものでございます。

33ページをお願いします。

砂防課計としましては、1億6,312万8,000円の減額でございます。よろしく願いいたします。

○井手順雄委員長 次に、繰越明許費説明を鷹尾監理課長。

○鷹尾監理課長 34ページをお願いいたします。

平成19年度繰越明許費の設定でございます。

この繰越明許費でございますが、事業執行の中で、地元や関係機関との調整、用地交渉や補償交渉に時間を要したことなどによりまして、年度内に完了しない見込みの事業について、あらかじめ議会の議決をいただきまして、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

1の一般会計につきましては、合計で336億9,957万2,000円の設定をお願いしております。2の用地先行取得事業特別会計でございますが、13億3,471万4,000円、3の流域下水道事業特別会計におきましては、6億7,723万円の設定をお願いしております。

一般会計、特別会計合わせました土木部合

計額といたしまして、一番下の欄に記載をしておりますが、357億1,151万6,000円の設定をお願いしているところでございます。昨年度と比較いたしますと、48億円余りの減額となっておりますでございます。

今後とも、事業の早期の発注、予算の計画的な執行に努めて、繰り越しの縮減に努力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○渡辺利男委員 1点だけいいですか。

建築課にお尋ねしますが、去年一時期、建築確認が非常におくれて社会問題化しておりましたけれども、その後、いろんな指導をされましたけれども、このごろでも相変わらず確認申請が相当やっばり日にちがかかり過ぎるという声はまだ聞かれますけれども、どういう状況になっています。

○岩下建築課長 昨年の6月の建築基準法改正以後、建築の確認並びに建築の工事着工あるいは住宅着工戸数が減少しておるということで、連日、全国的なニュースになっておりました。

本県におきましても、本年7月以降、建築確認におきましても、3カ月の平均でも対前年度同月比におきまして約20%の減少ということでしたが、10月以降はやや持ち直しをいたしまして、前年同月比を上回るものもございましたが、10月から3カ月間におきましての減少は、確認件数におきましてマイナス5%ということになっておりまして、ほぼ前年並みに回復をしたのではないかと考えておりましたが、ことし1月になりまして、

確認件数はまた減少するということがございましたが、建築の工事着工あるいは住宅の着工戸数におきましては前年同月比を上回っております。

今の状況では、なかなか非常に変動も激しいものがございまして、全体としては、基準法改正施行後の7月から9月までの3カ月に比べますと、相当回復をしてきておると思っておりますけれども、なおまだ今後しばらく状況を見ていかなければならないのではないかと考えております。

建築課としましては、こういった制度についてのさまざまな取り組みをしてきておりまして、制度の説明はもとより、セーフティネットとしての貸し付け制度や補償制度につきましても、今、関係団体を通じて、中小企業等の皆様に対してのサポートをしてまいりたいと考えておるところでございます。

○渡辺利男委員 行政側として、何か改善すべき点というのはあったわけですか。どういう改善策を図られたのか。

○岩下建築課長 行政としましては、国におきましては、制度的に建築基準法の若干手直しが必要ということがございましたので、昨年11月以降に、建築基準法の施行細則等を改正いたしまして、確認申請書の修正、補正につきまして若干の緩和をいたしておりますし、また、添付書類等につきましても緩和をするという措置を行っております。

現在、関係団体とあわせまして、12月25日に建築確認の円滑化推進協議会というのを発足いたしまして、関係団体の意見を聞きながら柔軟な対応をするということで、現在取り組みをしているところでございます。

○渡辺利男委員 後はよかですけど、やっぱり工務店さんなんか、相当資金繰りにも今苦労されている時期なので、できる限り迅速に

確認申請がされるようお願いしたいと思えますし、せっかく景気回復にもつながる住宅を建てるというのは、いっぱい波及効果があるわけだから、そういう意味でも、ぜひさらに迅速化を図っていただきたいと思います。

○井手順雄委員長 ほかにございせんか。

○岩中伸司委員 下水環境課にお尋ねをしますが、浄化槽整備事業で5,500万円程度の減額で、先ほどの説明では市町村の事業の減ということをやったようですけども、これは具体的に市町村でのこの浄化槽建設を進めていくのが少なくなったということで理解していいんですか。

○富田次長兼下水環境課長 ちょっと言葉足らずの部分がありました。

今回の浄化槽の整備には、市町村が整備する部分と、それから個人が整備する部分に補助する分がございまして、これはトータルして市町村が補助を実際事務としてやるものですから、その市町村の方からの申請によって今回のこの金額を決めてあるわけですけども、それが市町村から上がってくる要望——市町村の個別の事業ということで、両方の事業が減ったということで、市町村の事業が減ったからということではございません。両方が同じぐらいの割合で減ったということでございます。

○岩中伸司委員 そうすると、市町村が事業主体になるやつ、個人でする分と、浄化槽はこれまでもそうですが、これからはずっと進めていこうということで、環境問題で進めてきたんですが、その見込みよりも、個人も市町村の場合も、かなりというか、目標よりも少なかったということですよ。ここら辺には、何か県としての指導か何かあるんですか。

○富田次長兼下水環境課長 基本的に、この事務については、市町村の方から毎年最初にヒアリングをして、どれぐらい可能ですかというお話、それは個人の補助も含めてヒアリングをした上で、大体金額の目安を立てて、それで予算を立てておるわけでございますけれども、それが年度末になって、それをもう一度ヒアリング——ことしはどれぐらい行けそうですかということでもう一度確認したところ、減ってきたということでございます。

それで、県といたしましても、市町村の整備の浄化槽に対しては、やはり進めてくださいというお願いもしておりますし、それから、あとは個人の方が申請してくるのは、ちょっとそういう景気とか、そういったこともございますでしょうから、ただ、そちらの方もできるだけということで、PRとか、そういったことはやらせていただいております。

○岩中伸司委員 わかりましたが、本当にこの浄化槽は進めていかなければやっぱりいけないというふうに思いますので、ぜひ積極的をお願いをします。

それと、もう1ついいですか。

21ページの新幹線建設の用地取得事業の4,500万円、これは具体的に何かもうちょっと説明が……。

○長野新幹線都市整備総室長 これにつきましては、下から4段目の右の説明欄に、新幹線建設用地取得受託事業というのが4,500万円増額をお願いしておりますけれども、これにつきまして、新幹線の用地を受託しております関係で、用地の取得に応じて事務費をいただくという格好になっておりますので、取得が進めばその分最終的に流れてくる……。

○岩中伸司委員 であれば、この補正で4,500万円ということを増額されているわけですが、これは、それなら県が、県という

か、この事業主体がずっと目標としている用地取得が、大体順調に進んでいけばこういうことになるということですか。

○長野新幹線都市整備総室長 用地は、年度当初に、大体このくらいということで計画は立てますけれども、地権者の皆さんもおられますので、地権者の方々の理解が進んで契約に応じていただければ、金の方は機構の方が払いますので、その用地事務については私も職員が実際地権者と当たりますので、その事務費もかかりますので、その事務の多寡に応じていただけるという格好になっております。

○岩中伸司委員 そこで、その用地について、地権者がクレームをつけているところというのは具体的に幾つもあるんですか。

○長野新幹線都市整備総室長 新幹線につきましては、大体もう99.9%ぐらい用地が進んでおまして、大体本線部分は終わっておまして、あと残っておるのは富合の車両基地のちょっと取りつけ道路部分が若干残つるという状況でございます、かなり順調に進んでおります。

○岩中伸司委員 順調に進んで、喜んでよかつか悲しんでよかつか……個人的にはそんな思いですけども、事業としては無駄にならないように進めないかぬということもあると思いますが、基本的なところでは私とは意見が全然違うんですが、県の事業としては、着実に無駄のないような進め方をせないかぬというふうに、これは新幹線にかかわらず道路もそうですね。繰越明許費もかなりあるようですけれども、やっぱりそういうのが少なくなるように積極的に理解を求めていかないかぬというふうに思います。ただ、新幹線だけは、あんまり進まぬがよかなと思よったばっ

てんが。

○井手順雄委員長 よろしいですか。
ほかにございますか。

○児玉文雄委員 これはちょっと私が勉強不足ですが、23ページの農業集落排水事業、これは農林でやりよったんじゃないの。これは土木で仕事しよったんですか。何か土木であんまりなじまないような名前の事業だから、きょうこれを、あらっと、今感じているような次第です。

○富田次長兼下水環境課長 昨年度から、農業集落排水とか、それから下水道、それからあと漁業集落排水、それから浄化槽も、先生おっしゃるとおり、これは本来ほかの部局でやっておったんですが、これは生活処理排水を総合的に対策していくということで機構改革をいたしまして、土木の下水環境課の方で担当するというような仕分けで、総合的に進めておるといってございませう。

○児玉文雄委員 私が知らなくても、それは仕方なかったというか、去年からこっちに来たわけだね。前はたしか……

○富田次長兼下水環境課長 18年度から。

○児玉文雄委員 18年度からね。その前は、たしか農政でやりよったもんね。だけん、おかしいなと……

○井手順雄委員長 去年も話をしたでしょう。

○児玉文雄委員 なじまない、おれが欠席を……。それなら、厚生省の合併浄化槽も土木で扱っているということですね。

○富田次長兼下水環境課長 はい。

○児玉文雄委員 わかりました。

○井手順雄委員長 ほかにございますか。

○堤泰宏委員 南小国の中原トンネル、調査費が何か2,000万円ついて、そのほかに電灯の改修費が900万円予算がつかましたと報告を受けたのですが、この前……

○井手順雄委員長 補正でですか。

○堤泰宏委員 いや、補正じゃなく……それは、その他で言わにゃいかぬですね。

○井手順雄委員長 それはこっちの……

○堤泰宏委員 新年度じゃなか、前の……平成、あれは19年度予算でついつったんですね。（「それならこれでよかですよ」と呼ぶ者あり）それで、この前役場の方から質問があって、その2,000万円の調査費の中から900万円が電灯の修理費に回されたからと聞いたもんだけん、そんなはずはなかですよ、予算が違うからと答えましたので、それが1つですね。

それから、用地のことで、満願寺バイパス、やっぱり南小国、あれは県道南小国波野線ですか。わかるでしょう、阿蘇におんなはった方がいっぱいおんなはるけん。そこの何か用地交渉が行き詰って、この工事を進めるのか中止するのかの期限が来とるからという、ちょっと問い合わせがあつていますもんね。それをちょっとお尋ねします。

それともう1つ、これは私が陳情を受けて何回もお尋ねしていますが、益城町の例の卸問屋の営業のことですが、まだ今営業を営々と続けているけれども、県の対応はいかがでしようかという、この3つのことですが、お願いします。

○井手順雄委員長 じゃあ、1点目に、戸塚課長。

○戸塚道路整備課長 1点目の中原トンネルの件でございますけれども、これは、先生、6月議会でお話があったとおりに、このトンネルの改修をめぐって、どういった取り組みをするかということでございましたけれども、一応トンネルについては大型構造物ということで、現道部分について当面は取り組んでいくということで調査費をつけております。これは、補正とかということではなくて、19年度予算の中からやりくりをやってつけたものでございます。

ただ、その予算が照明関係に使われたかどうかというのはちょっと把握しておりませんで、これは確認させていただきたいと思っております。

それと、2点目の南小国波野線の満願寺のバイパスの件ということでございますけれども、用地交渉でちょっと難航している部分がございます。

ただ、着手してから10年を越えますと、公共事業の再評価というシステムがございますので、そこで継続かどうかということ審議していただくということでのお話かと思っております。用地交渉については、鋭意交渉を進めております。

○堤泰宏委員 もう10年目が来ると思いますが、その見込みはいかがなものでしょうか。継続か、中止か。

○戸塚道路整備課長 満願寺の集落は、極めて狭隘な道路になっているということで、特に観光面からも、この満願寺のいろんな史跡が着目されているということでございますので、我々としては、これは地権者の協力を極力理解いただいて、工事を続けていきたいと

いう考えは持っております。

ただ、交渉過程において、相手の方といういろいろ交渉しますけれども、こういった問題があるかというのは、最終的にまた確認を阿蘇振興局の方にさせたいと思っております。

○堤泰宏委員 いろんなうわさがありますけれども、何か私も言葉遣いはわからぬけれども、何か収用法にかけにやいかぬ時期に来ているとか、そういうことも聞いていますけれども、これはそういう可能性もありますでしょうか。

○戸塚道路整備課長 長期化しているということで、やはり用地取得がかなり進んで、交渉がもうどうしようもないということであれば、そういった事業認定及びそういった収用委員会の判断を仰ぐということになりますけれども、まだ交渉が十分でなければ、かなり用地取得率が高くなったとしても、交渉時間を十分かけたいというふうに考えておりますので、当面は任意交渉ということでいきたいと思っております。

○岩下建築課長 益城町の流通業務施設の都市計画法違反の件でございますが、昨年12月11日付で、行政手続法に基づく弁明の機会の付与として手続を進めました。

本年1月26日に弁明書の提出がございまして、その内容を審査しておりましたが、特段猶予すべき理由もないということから、是正措置命令につきまして、現在、命令の内容、是正の期限、それから命令書の発出時期について内部で詰めをしておるところでございます。近々決定をしたいと考えております。

○堤泰宏委員 それで、私も陳情を受けてやっとなるわけですが、もう1年と何カ月でしょうか。それで、夜電話があったつです。その電話があるものですから、大抵のときには

私が出ますけれども、せからしかわけです。違反をしているということをはっきりとおっしゃっていますから、やはり違反は違反としてはっきりせんといかぬと思いますので、なるべく早くお願いしたいと思います。

○井手順雄委員長 できるだけ早く結果を出してください。

ほかにございますか。

○富田次長兼下水環境課長 岩中先生の先ほどの御質問で、ちょっと訂正を1点だけ。

私、先ほど個人設置型と市町村設置型は同じぐらいと申し上げましたけれども、割合としては、やはり市町村設置型の減の方が大きゅうございます。済みません、訂正させていただきます。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第8号から第10号まで、及び第14号について一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○岩中伸司委員 1号は反対。

○児玉文雄委員 新幹線があるけんね。

○井手順雄委員長 なるほど。となると、一括採決に反対の議案はどの議案でしょうか。

○岩中伸司委員 第1号議案。

○井手順雄委員長 1号議案ですね。

一括採決に反対の表明がありましたので、議案第1号について、それぞれ挙手により採決をしたいというふうに思います。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○井手順雄委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第8号から第10号まで、及び第14号について一括して採決を行います。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、平成20年度当初予算及びその他の議案について、担当課長から順次説明をお願いいたします。

それでは、鷹尾監理課長の方から、簡潔な説明をよろしくお願いします。

○鷹尾監理課長 資料2、建設常任委員会説明資料の平成20年度当初予算関係分をお願いいたします。1ページをお開きください。

平成20年度の予算資料でございます。

平成20年度の当初予算は、先ほど部長の方から御説明申し上げましたとおり、骨格予算ということで、投資的経費につきましては、新幹線建設事業負担金等を除きまして前年度の約4割、人件費等の消費的経費については年間所要額を計上いたしております。

土木部の平成20年度予算総額でございますが、最上段の右端の合計欄に記載をしておりますとおり、525億913万3,000円で、対前年度比は41.7%となっております。

内訳でございますが、一般会計の普通建設事業といたしまして、左端の方からでございますが、補助事業が151億2,646万2,000円で、対前年度比41.1%となっております。

次に、単県事業でございますが、145億3,517万2,000円で、対前年度比28.8%となって

おります。なお、新幹線建設事業関係は、今回計上いたしておりません。

次に、直轄事業についても、今回計上いたしておりません。

それから、災害復旧事業でございますが、補助事業が21億1,700万円で、対前年度比115.6%となっております。

投資的経費の計といたしまして、317億7,863万4,000円で、対前年度比31.3%となっております。

消費的経費につきましては、117億6,191万円で、対前年度比93%となっております。

合わせまして、一般会計合計として435億4,054万4,000円で、対前年度比は38.1%となっております。

次に、その右側の特別会計でございますが、年間所要額を計上しております。

港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計、流域下水道事業特別会計の4特別会計の合計といたしまして、投資的経費が17億7,049万4,000円で、対前年度比47.3%、また、右側の消費的経費につきましては、71億9,809万5,000円で、対前年度比91.7%となっております。

合わせまして、特別会計の合計ですが、89億6,858万9,000円で、対前年度比77.4%となっております。

各課別の内訳でございますが、下の表のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

20年度の予算総括表でございます。

会計ごと、各課ごとの本年度予算額、前年度予算額、比較増減、それから、右側に本年度予算額の財源内訳を記載いたしております。

表の最下段、土木部合計欄をごらんいただきたいと思いますが、右側の財源内訳でございますが、国庫支出金が135億2,943万1,000円、地方債が138億3,000万円、その他が138億8,178万7,000円、一般財源が112億6,791万

5,000円となっております。

以上が土木部全体の予算の状況でございます。

次に、次ページ以降、各課ごとの予算を計上いたしてしております。3ページをお願いいたします。

監理課の予算について、主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、2段目の職員給与費でございますが、8億6,853万3,000円を計上しております。職員の給与費につきましては、先ほど2月補正の説明の際にも申し上げましたとおり、一般財源から人件費を充てます職員給与費と事業費から人件費を充てます事業費の職員給与費等がございます。平成20年度の土木部関係職員全体の給与費は、80億3,000万円余となっております。

なお、この職員給与費につきましては、他の課にも出てまいりますけれども、各課からの説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

次に、5段目の土木業務推進費でございますが、2,574万7,000円を計上いたしてしております。これは、建設技術センターなどにおける土木職員の研修負担金、それから建設技術センターへ試験、検査などの業務委託を行っております。これに係る経費でございます。

4ページをお願いいたします。

2段目の公物・広告物管理指導費でございますが、6,409万8,000円を計上しております。これは、熊本土木事務所、それから各振興局土木部所管の公物、広告物の管理指導に要する経費でございます。

次に、3段目の土木行政情報システム費でございます。1億6,596万4,000円を計上しております。これは、土木積算システムに要する経費またはCALS/EC事業に要する経費、公共工事品質向上対策事業に要する経費でございます。

5ページをお願いいたします。

3段目の建設業振興資金貸付金でございます。5,000万円を計上しております。これは、建設業者が公共工事の施工に当たって、必要とする資金を低利で貸し付けることによりまして、公共工事の円滑な施工を図るものでございます。

次に、6段目でございますが、建設産業再生支援事業費でございます。513万1,000円を計上いたしております。これは、建設業振興プランに基づきまして、建設業者の経営相談事業、それから経営者セミナー開催費、それから新分野等進出モデル事業に要する経費でございます。

以上、監理課の一般会計の予算額は合計で12億3,768万円で、対前年度比105%でございます。

6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

3段目の公債費の合計でございますが、10億9,610万6,000円を計上しております。これは用地先行取得で起債したものに係る償還元金及び利子に要する経費でございます。

5段目の一般会計繰出金でございますが、3億3,759万8,000円を計上しております。これは、一般会計から用地先行取得事業特別会計に繰り入れしていたものにつきまして、一般会計へ償還するものでございます。

以上、用地先行取得事業特別会計の予算額は合計で14億3,370万4,000円で、対前年度比47%となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○戸塚道路整備課長 道路整備課分について御説明いたします。7ページをお願いいたします。

下段の道路新設改良費の中で、最下段の道路改築費といたしまして43億8,700万円を計上しております。

右側の説明の欄のとおりでございまして、国道関係は、国道325号菊池市ほか13カ所、

県道は、砂原四方寄線、熊本市、それとこの路線の熊本市からの受託分、それとほかの2カ所の受託分でございます。

8ページをお願いいたします。

離島振興道路改築費から、以下9ページの4段目までになりますけれども、各目ごとの予算計上額があります。

これらは、前年度までに発注いたしました債務負担行為設定工事の平成20年度分、それと早期着工が必要なもの、そして用地関係で早期契約等が見込まれるものなどで、これらに必要な分をそれぞれ今回計上しております。

申しわけありません。再度7ページをお願いいたします。

7ページの下の方でございますけれども、ここから8ページまでの右側の説明欄にありますように、橋梁、トンネル工事、7カ所の債務負担行為の設定をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

最下段でございますけれども、道路整備課計は99億9,630万2,000円で、対前年度比36%でございます。

以上でございます。

○宮本道路保全課長 資料の11ページをお願いいたします。

1行目の道路橋梁総務費に、職員給与費、道路管理費等、18億8,399万円を計上しております。

それから次に、上から6行目、真ん中になります。道路維持費に63億3,473万円余を計上しております。これは、道路管理上、年間を通じて必要な道路パトロールなどの維持管理費と防災・交通安全対策費用などを計上しております。

次に、12ページの上から3行目になりますが、道路新設改良費に27億5,830万円を計上しております。これは舗装の補修費用や災害防除等の緊急地方道路整備費でございます。

下から4行目になりますが、橋梁維持費に9億3,900万円を計上しております。これは国庫補助の橋梁補修費として天門橋ほか2カ所と県単独の橋梁補修費を計上しております。

道路保全課計で119億1,603万円、対前年度比で62%となります。

以上でございます。

○松永河川課長 河川課でございます。13ページをお願いいたします。

まず、河川海岸総務費でございますが、合計で15億4,876万1,000円を計上いたしております。

主な内容ですが、上から7段目になりますが、河川の管理費につきまして、河川管理に係る経費で、雑草処理あるいは水質事故への対応のための経費でございます。

次、14ページをお願いいたします。

上から6段目の河川改良費でございますが、前年度予算の26%に当たります16億6,971万9,000円、これを計上いたしております。

主な内容ですが、下から5段目の広域基幹河川改良費から最下段の河川等災害関連事業費まで、国庫補助によります河川改修及びダム事業でございます。

また、15ページでございますが、上から5段目の総合流域防災事業でございますが、これも国庫補助事業でございますが、比較的小規模な河川改修や情報基盤整備等を行うものでございます。

また、同じく15ページの上から2段目の単県河川改良費につきましては、単独事業によります河川改良費でございます。

同じく15ページの下から5段目、海岸保全費でございますが、合計で4億8,320万円を計上いたしております。

主な内容としましては、下から4段目の海岸高潮対策事業費につきまして、国庫補助事業によります海岸保全施設の整備を実施する

ものでございます。

次に、16ページでございますが、上から3段目の河川等補助災害復旧費で、合計で21億1,700万円を計上いたしております。

主な内容としましては、下から3段目、現年発生国庫補助災害復旧費につきましては、災害発生に対しまして迅速な対応を行いますために、待ち受けとして10億3,300万円を計上いたしております。

以上、河川課の当初予算は総額で58億4,381万9,000円で、対前年度比36%でございます。よろしくをお願いいたします。

○生喜港湾課長 港湾課でございます。17ページをお願いします。

一般会計でございます。

1段目の港湾管理費では、4億7,736万4,000円を計上しております。これは港湾施設の維持管理や審議会を開催するための経費です。

8段目の臨海工業用地造成事業特別会計貸付金は、臨海工業用地造成事業特別会計の財源に充当するための貸付金でございます。

17ページの下から2段目から18ページの下から4段目にかけては港湾建設費でございますが、重要港湾改修事業を含む9事業で8億3,387万7,000円を計上しております。

下から3段目の空港管理費でございますが、天草空港の管理運営費といたしまして2億458万8,000円を計上しております。

19ページをお願いします。

1段目の港湾整備事業特別会計繰出金でございますが、これは港湾整備事業特別会計における起債償還の財源充当のための繰出金でございます。13億7,427万9,000円を計上しております。

最下段でございますが、港湾課計は28億9,010万8,000円で、対前年比47%でございます。

次に、20ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計でございますが、1

段目の施設管理費として5億5,460万8,000円を計上しております。これは、各港の管理事務所等におきます港湾施設管理費及び維持修繕に充てる港湾修築費、港湾の利用推進費として使用するポートセールス推進のための経費でございます。

最下段でございますが、港湾課計は36億5,718万7,000円で、対前年比98%でございます。

21ページをお願いします。

臨海工業用地造成事業特別会計でございます。

1段目の八代臨海工業用地造成事業費として、1億2,000万円を計上しております。これは八代臨海工業用地内の排水施設整備費でございます。

3段目の熊本港臨海用地造成事業費として、5,479万4,000円を計上しております。これらは熊本港周辺の漁業振興事業費及び熊本港臨海用地の分譲推進費でございます。

7段目、8段目ですが、起債償還の元金及び利子として、合計1億9,857万6,000円を計上しております。

最下段でございますが、港湾課計は3億7,337万円で、対前年比45%でございます。

港湾課の総額は、一般会計及び特別会計合わせまして69億2,066万5,000円、前年度より37億1,389万4,000円の減となっております。対前年比65%でございます。

以上でございます。

○山本都市計画課長 都市計画課でございます。22ページをお願いいたします。主なものを御説明いたします。

上から4段目でございます。景観整備推進費、4,345万7,000円、これにつきましては、説明欄にございますように、緑化景観対策事業費、市町村の景観計画策定支援事業等を予定しております。

それから、最下段でございますが、都市計画審議会費、年4回ほど予定をしております

けれども、138万4,000円を計上させてもらっております。

23ページをお願いいたします。

一番上でございますが、公園の維持費、1億6,943万円でございます。これにつきましては、指定管理者の管理委託、水俣テクノ緑地、それから江津湖でございますが、これの指定管理者の委託等でございます。

それから、下から3段目の街路事業費の中の単県街路促進事業費、3,100万円を計上させていただいております。これにつきましては、主要幹線道路の整備、新山境ノ松線ほか2路線の整備を予定しております。

それから、最下段の緊急地方道路整備費、3億6,600万円でございます。これにつきましては、交付金による主要幹線道路の整備、荒尾海岸ほか4路線の整備を予定しております。

24ページをお願いいたします。

街路整備事業費でございます。2,400万円を計上させていただいております。これにつきましては、新市街水前寺線の整備を予定しております。

それから、その下の住宅市街地基盤整備事業費、1億8,000万円ちょうどでございます。これにつきましては、水前寺画図線の幹線道路の整備を予定しております。

それから、その一段下の単県公園整備促進事業費、2,756万円ちょうどでございます。これは本妙寺山の緑地公園ほかの整備を予定しております。

それから、その下の都市公園整備事業費でございますが、1,500万円を計上しております。これにつきましては、鞠智城の公園計画調査事業を予定しております。

都市計画課としましては、最下段、11億5,933万8,000円、対前年比36%となっております。

以上でございます。

○長野新幹線都市整備総室長 新幹線都市整備総室でございます。説明資料の25ページになります。

上から4段目の新幹線建設促進事業でございますが、1,400万円余を計上いたしております。これは新幹線の建設促進のための事務費用あるいは鉄道・運輸機構からの新幹線用地の取得に伴う受託事務費を計上いたしております。

下から4段目の連続立体交差事業でございます。1億5,900万円でございますが、これは、JR鹿児島本線等の高架化に関連しまして、段山陸橋の撤去工事を行うものでございます。

下から3段目の鉄道高架化関連事業1,500万円は、陸橋の撤去後の周辺道路の交通量調査などを行うものでございます。

下から2段目の街路事業ですが、単県街路促進事業、あるいは次のページの緊急地方道路整備事業、住宅市街地総合整備促進事業など、合わせまして28億6,300万円余を計上しております。これは、熊本駅周辺の熊本駅城山線や熊本駅帯山線、春日池上線などの用地補償費や工事費でございます。

それから、26ページの右の説明欄でございますけれども、春日橋、それから立体横断施設、それと万日山トンネル、3件につきまして債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以上、新幹線都市整備総室といたしましては35億2,700万円余をお願いしております、対前年度比では13%というふうになっております。よろしく願いいたします。

○富田次長兼下水環境課長 下水環境課でございます。

まず、一般会計の方から御説明をさせていただきます。27ページの方をお願いいたします。

上から4段目、浄化槽整備事業につきまして

は、1億5,411万5,000円を計上いたしております。これは、先ほども御説明しましたような、浄化槽に関する市町村に対する補助ということでございます。

それから、28ページの方、上から2段目をお願いいたします。

県営農業集落排水事業は、1億2,285万円を計上しております。内容は、汚水処理施設等の整備を予定しております。

上から3段目の団体営農業集落排水事業費は、市町村が実施する農業集落排水施設整備への補助で、2億177万6,000円を計上いたしております。

下から4段目の漁業集落排水施設整備市町村補助も、市町村が実施する漁業集落排水施設整備への補助で、3億9,300万円を計上いたしております。

29ページをお願いいたします。

上から5段目でございますけれども、流域下水道事業特別会計繰出金は、流域下水道事業特別会計における公債費等の財源充当のために繰り出すもので、3億9,919万1,000円を計上いたしております。

以上で14億7,592万5,000円で、対前年度比で47%というような形でございます。

それから、次の30ページでございますけれども、今度は流域下水道の特別会計についてでございます。

まず、上から3段目、これは熊本北部の流域下水道の管理費ということで、管理するための予算を計上させていただいております。

下から3段目、熊本北部流域下水道の建設費は11億5,700万円を計上しております、内容は、終末処理場の施設等の整備を予定しております。なお、処理場の汚泥処理施設等の工事につきましては、平成21年度に債務負担行為の設定をお願いいたしておるところでございます。

下から2段目の熊本北部流域下水道建設費の単独事業の方でございますけれども、許認

可変更の業務委託費として500万円を計上いたしております。

31ページの方をお願いいたします。

上の端の段でございますけれども、これはまた球磨川上流下水道の管理費として、2億1,285万1,000円を計上いたしております。

上から4段目でございますけれども、球磨川上流流域下水道建設費補助ということで、1億4,000万円を計上いたしております。内容は、ポンプ場の建設を予定しております。なお、場内のポンプ場施設工事につきまして、平成21年度に債務負担行為の設定をお願いいたしております。

下から2段目でございますけれども、これは八代北部の流域下水道の管理費ということで、2億52万4,000円を計上いたしております。

それから、32ページの方をお願いいたします。

上から2段目、八代北部の流域下水道建設費、補助事業ということで2億1,000万円を計上いたしております。内容は、ポンプ場の建設を予定しております。場内のポンプ場施設につきまして、21年度の債務負担行為の設定をお願いいたしておるところでございます。

それから、上から4段目、それから5段目、これは起債の方の元金ということで4億5,583万7,000円、それから、利子ということで2億2,989万円を計上いたしております。以上、流域下水道事業特別会計で35億432万8,000円ということで、対前年度比87%を計上いたしておるところであります。よろしくお願ひします。

○岩下建築課長 説明資料の33ページをお願いいたします。主なものについて御説明をいたします。

4段目の営繕管理費でございますが、3億652万円を計上いたしております。これは県

有施設の保全改修に要する経費でございます。

下から4段目の建築基準行政費ですが、8,150万1,000円を計上しております。これは、建築基準指導業務に要する経費及び県の耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化を推進するための事業費でございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

2段目の市街地環境整備促進費でございますが、1,033万6,000円を計上しております。これは民間建築物のアスベスト改修に要する補助金、その他の事業費でございます。

最下段でございますが、建築課計は10億6,156万7,000円で、対前年度比67%でございます。よろしくお願ひいたします。

○吉川住宅課長 住宅課でございます。資料の35ページをお願いします。主なものを説明させていただきます。

まず、住宅管理費の主なものといたしまして、上から3段目の公営住宅維持管理費といたしまして8億7,197万9,000円を計上しております。これは県営住宅の維持管理、補修及び管理に要する経費でございます。

なお、この中には、県営住宅駐車場の管理方法の変更に伴います新たな経費といたしまして、2,172万3,000円が含まれております。これに関しましては、後ほど御説明いたしますが、県営住宅条例の一部改正ということで提案させていただいております。

次に、住宅建設費の主なものといたしまして、下から4段目の公営住宅建設費1,056万3,000円を計上させていただいております。県営住宅の安全性確保事業実施のための設計委託費でございます。

次に、最下段の公営住宅ストック総合改善事業費としまして、6,730万8,000円を計上しております。これは、県営住宅の住戸内の段差解消等を行うUD配慮改善事業の設計委託費、それから住戸内に火災警報器を設置する

安全性確保事業、それから地上デジタル放送に対応するための共同受信設備改修工事を行う住環境向上事業等に要する経費でございます。

36ページをお願いします。

住宅マスタープラン推進費でございますが、主な事業としまして、街なか居住推進事業でございます。県内各地域の中心市街地で、子育て世帯の入居を優先した優良賃貸住宅を建設する民間事業者に、建設費の一部を助成する市町村に対しましての補助でございます。

また、民間耐震対策事業は、木造戸建て住宅を対象に、耐震診断アドバイザーを派遣する事業でございます。

住宅マスタープラン推進事業費といたしましては、その他3事業を合わせまして3,101万4,000円をお願いしております。

次に、上から3段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業といたしまして、1億8,587万8,000円を計上しております。これは共同施設等整備事業費の助成と過年度に建設した分の家賃減額補助でございます。

住宅課といたしましては、36ページの最下段のとおり、13億5,268万5,000円を計上させていただいております。対前年比64%でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○西山砂防課長 砂防課でございます。37ページをお願いします。主な事業について説明いたします。

まず、5段目の通常砂防事業費でございますが、八代市藤の谷川ほか4カ所について取り組むこととしておりまして、2億5,000万円を計上しております。

その下段の地すべり対策事業費でございますが、小国町室原ほか3カ所に取り組むこととしておりまして、1億3,500万円を計上しております。

その下段の急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、小国町関田ほか12カ所に取り組むこととしておりまして、4億2,200万円を計上しております。

そのまた下段でございますが、単県砂防事業費につきましては1億4,000万円を計上しております。

また、単県地すべり対策費としましては500万円を、それから、単県急傾斜地崩壊対策費としては8,700万円を計上しております。

次に、38ページをお願いいたします。

最上段の砂防掘削事業費でございますが、これは土砂が著しく堆積している箇所や満砂になっている箇所等の砂防施設の機能回復を図るものでございまして、熊本市の河内川ほか17カ所で4,984万3,000円を計上しております。

次に、単県砂防災災害関連事業費でございますが、これは災害時において緊急的に砂防設備の機能回復を図るものでございまして、400万円を計上しております。

次に、砂防調査費でございますが、これは次年度の新規要望に必要な資料の作成や災害発生時の本申請に必要な資料等の作成に必要な経費でございます。6,877万3,000円を計上しております。

次に、7段目の周辺障害防止対策事業費でございますが、これは山都町にございます大矢野原演習場の一部を流域とする溪流に砂防施設を設置するもので、8,700万円を計上しております。

その下段の砂防激甚災害対策特別緊急事業費でございますが、18年度に事業化いたしました小国町の5溪流と球磨郡の多良木町の1溪流を、また、それから平成20年度の新規事業としまして、美里町の4溪流、それから山都町の1溪流に取り組むこととしておりまして、全11カ所のうち9カ所につきまして4億8,500万円を計上しております。

その下段の火山砂防事業費でございます

が、芦北町村ノ本川ほか6カ所に取り組むこととし、4億6,100万円を計上しております。

土砂災害監視システム維持管理費でございますが、これは県下に164カ所のテレメータ一雨量計を設置しております。これらの雨量データを活用して土砂災害に関する危険度情報を提供しておりますが、このシステムの維持管理費でございます。3,530万7,000円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

総合流域防災事業費でございますが、これは、総合流域防災事業採択要件に合致する砂防関係事業でございます。砂防事業が2件、地すべり事業が3件、急傾斜地事業が13件、また、これとあわせて相互通報システム整備事業費、それから基礎調査事業費を合わせて6億7,600万円を計上しております。

最下段でございますが、砂防課計といたしましては30億7,929万4,000円となりまして、対前年度比44%でございます。よろしく御審議をお願いします。

○井手順雄委員長 次に、条例制定及び改正について説明をお願いします。

○鷹尾監理課長 41ページをお願いします。

第68号熊本県産業開発青年隊訓練所条例を廃止する条例でございますが、熊本県産業開発青年隊訓練所につきましては、近年の入所者数の減少などを踏まえまして、本年3月末で廃止をするということになっております。これに伴いまして、この熊本県産業開発青年隊訓練所条例を廃止するものでございます。

以上でございます。

○山本都市計画課長 都市計画課でございます。43ページをお願いいたします。

第69号熊本県緑の基金条例の制定について、45ページの概要の方で御説明をいたします。

条例の名称でございますが、熊本県緑の基金条例。制定改廃の必要性でございますが、財団法人くまもと緑の財団の解散に伴いまして、寄附を受けた残余財産の一部を、緑化推進活動を支援する事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要があるとございます。

内容としましては、熊本県緑の基金の設置及び管理に関して、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

第70号熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。48ページの概要の方で御説明をいたします。

条例の名称でございますが、熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例。制定改廃の必要性でございますが、昨年の9月に景観計画が策定されております。この計画につきましては、1月18日に告示をしております熊本県景観条例の一部改正及び熊本県景観計画の策定に伴いまして、関係規定を整備する必要があるとございます。

内容としましては、景観計画の策定に伴いまして、いろいろ主要な文言を景観計画の方に改め直すものでございます。

以上でございます。

○吉川住宅課長 住宅課でございます。

第71号熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

説明資料の49ページから52ページまででございますけれども、52ページの概要にて御説明いたします。

1の条例の名称は、熊本県営住宅条例の一部を改正する条例でございます。

2の制定の改廃の必要性でございますが、従来、公営住宅は駐車場は整備されておらず、制度上、駐車場の位置づけは明確でございませでした。しかし、時代の進展とともに、多くの人々が生活必需品として自動車を保有するようになりまして、平成3年7

月1日に、自動車の保管場所の確保等に関する法律、いわゆる車庫法が制定されました。

このため、県では、県営駐車場の管理について、平成4年10月から、県営駐車場及び県営改良住宅駐車場に関する取扱要綱を定めまして、各団地の入居者で組織するそれぞれの駐車場管理組合に対しまして、使用許可を与え、駐車場の管理、運営や組合員からの使用料の徴収をお願いしているところでございます。

ところが、昨年6月以降、県において、各県営住宅の駐車場の使用状況を調査いたしました。その結果、一部の県営住宅の駐車場の管理組合におきまして、駐車場の使用料徴収にかかわる不適切な管理がなされているということが判明いたしました。

このため、県有財産でございます県営住宅の共同施設であります駐車場を適正に管理、運営するために、この取扱要綱を見直すことといたしまして、今回、条例に、入居者等が駐車場を使用するための手続に関する規定を整備するものでございます。

この改正によりまして、入居者で組織された管理組合による従来の駐車場管理方法を見直し、県が、駐車場の使用者に対して、直接使用許可を行った上で使用料を徴収することといたします。

3の内容は、以下のとおりでございますけれども、主なものを御説明いたします。

駐車場の使用者は知事の許可を受けること、それから、使用者資格は県営住宅の入居者みずから使用する駐車場を必要としていること、使用申請者の数が駐車場の数を超えるときは、公正な方法で選考を行い、使用者を決定すること、また、駐車場の使用者は使用料を納めなければならないこと、使用料の3カ月分の保証料が必要なこと、駐車場の転貸、権利の譲渡、用途の変更はしてはならないこと、指定管理者の業務に駐車場の管理に関する業務を加えること等でございます。

この条例は、平成20年4月1日から施行する予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○鷹尾監理課長 53ページをお願いいたします。

第80号議案工事請負契約の締結でございます。

工事名は小川泉線19年発生道路災害復旧工事、工事内容は地すべり対策工でございます。工事場所は八代市泉町筒井地内、工期は契約締結の日の翌日から平成21年9月30日まで、契約金額は7億9,485万円、税込みでございます。契約の相手方は東興・高野・山口建設工事共同企業体、契約の方法は一般競争入札でございます。

54ページをお願いしたいと思います。

入札経緯及び結果について御説明を申し上げます。

まず、入札に当たりまして、1の競争入札に参加する者に必要な資格といたしまして、記載のとおり、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項、それから配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定を行いました。

2の開札結果でございますが、入札には2社が参加をいたしまして、平成20年2月5日に開札を行い、7億9,700万円、これは税抜きでございますが、この予定価格に対しまして7億5,700万円、同じく税抜きで東興・高野・山口建設工事共同企業体が落札をしたものでございます。

以上でございます。

○宮本道路保全課長 道路保全課でございます。55ページをお願いします。

第86号専決処分の報告及び承認についてでございますが、56ページの概要で説明いたし

ます。

日時は、平成19年1月21日の午後8時30分ごろ、一般国道445号の球磨郡五木村甲地内で発生した落石による車両破損事故でございます。

和解の相手方が軽自動車を運転し、同場所を進行中、道路右側ののり面から落ちていた石と衝突し、バンパー等を損傷したものでございまして、損害額11万4,660円のうち、道路管理者がその3割の3万4,398円を賠償するものです。

次に、57ページをお願いします。

第87号、同じ車両破損事故でございますが、58ページの概要で御説明いたします。

事故は、昨年8月26日午後5時25分ごろ、主要地方道阿蘇公園菊池線の菊池市原地内、これは菊池水源の近くでございますが、和解の相手方が普通自動車を運転し、菊池市方面へ帰宅中、進路直前約5メートル前方に、道路左側の山林から石が転がり落ちてきたため、避け切れず衝突し、車両前面を損傷したもので、損害額67万4,721円、その全額を賠償するものでございます。

以上でございます。

○鷹尾監理課長 59ページをお願いします。

職員の交通事故の和解に係ります専決処分の報告でございます。詳細につきましては、60ページの概要により説明をさせていただきます。

この事故は、平成19年7月13日に、球磨地域振興局維持管理課が運転をいたします公用普通貨物車で走行中に、球磨郡錦町大字木上北地内の県道の右カーブに入るところを、相手方車両が県道に交差する農道に入るために、スピードを緩めずに当方車両前を横切ったことから、避け切れずに衝突をした事故でございます。

この事故につきましては、相手方との示談交渉の結果、賠償責任割合を県が30%、相手

方70%とすることで双方合意をしたものでございます。

なお、今回の事故による賠償額につきましては、県の損害額の方が大きく、双方の賠償額を相殺することによりまして、県から相手方に支払う金額はございません。

今後とも、職員の交通事故防止につきましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願います。

○井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

○山本秀久委員 1つ、全般的に関連することを申し上げておきたいと思いますが、ちょっと我々が地域を回ってみると、わずかな工事をすれば、わずかな金額で済む場合があるわけですよ。そういうことを申し上げても、なかなか——崩壊するまで待っているんだな。だから、そのとき、今度は予算がないとかなんとか言うし、だから、今のうちにちょっと手当てしていただきたいんじゃないのということを——あらゆる全般的に見た場合に、そういうことがあんまり動いてないんですよ。だから、そういうことを先にやっぱ手を打っとけば、これだけ予算がないんだから、だから、大きな予算の節約にもなりやせんかという感じがするわけですよ。

そういうところに、どういうわけか現場に行こうとしないんだな。だから、そういう点、いつでも私が言っていることは、現場に立ってみてくれぬかと。する、せぬは別で。そうすると、いかに住民の人たちの——すぐ県が対応してくれたという、できなくても理解してくれる。そういう点のシステムがなかなか構築されてないものだから、だから、できるだけわずかなときに手を打つような方法をしていただければと思います。

そういうことを一応申し上げておきたいと

思います。

○井手順雄委員長 部長、答弁を。

○渡邊土木部長 適切な維持管理、早目に手当てをとおっしゃった、まさしく先生がおっしゃったとおりでございまして、そこら辺については、十分今後維持管理が——早目に手を打って、早く手当てすることによってコストが下がるというのは、我々の基本的な考え方として、橋なんかの修繕にも当てはめていこうという、そういった考えを持っておりますので、今の意見、十分心にとめまして、そういう指導をしてみたいです。

○山本秀久委員 そのとき、田舎は、よく昔からの眼鏡橋があるわけですね。それを崩してしまうんだな。何で崩すんだと、こういうのは横を補強すれば——眼鏡橋を残して、横に補助をすれば、河川の橋も強くなるし、経費も、例えば100万円で済むやつが500万円かかったりするじゃないかと。だから、何でそういうことをしない、いや、そういう技術ですとかね。

一番頭に来たのは、前から言っている三方張りだ。これがわしが一番の頭に来った問題だ。そして、今になって、もう3年ぐらいたったら三方張りをやめたと。そういうことが多いんですよ、行政の中に。だから、さっきも言ったように、わずかなときに手を打つような、そういう管理体制をつくってください。そうすると、みんなも困らぬで済むから。

以上です。

○井手順雄委員長 ほかにございますか。

○岩中伸司委員 38ページ、砂防課にお尋ねしますが、周辺障害防止対策事業で、これは国の支出金のようにすけれども、8,700万円、大矢野原演習場の中に、何かどういいうやつが

必要なんですか。

○西山砂防課長 説明のときも申しましたけれども、一応、演習場のその一部が溪流の中に含まれている溪流、そういうところにつきまして、土砂の流出が見込めますので、砂防堰堤等を設置しております。

○岩中伸司委員 演習場という性格からいけばそやんかつが必要なかつかと思うて。全くさっきの説明を聞きよって、何だろうかなと、もう少し何か具体的にあつかなと思うて尋ねたつばってんですね。ほかにはなかつですか。それをせぬならどうもでけぬですか。何か支障を来すわけですか。

○西山砂防課長 やっぱり溪流をあくまで砂防堰堤は守るということでございますので、中で演習をされて、それによって土砂の流出が発生するという原因がございますので、それによる土砂の流出を砂防堰堤でとめましようということなんです。

○岩中伸司委員 土砂の流出ばしたっちゃ、それはよかつじゃなかですか、演習場の中は。

○西山砂防課長 いや、演習場そのものじゃなくてですね……

○児玉文雄委員 私のちょっと地元だから、いつも見ているけど、あれは周辺防止対策事業で、自衛隊の周辺に対する予算措置があるわけですよ。演習場じゃなくて、演習場の外に河川があるわけですよ。そこに自衛隊の土砂が河川の方に流れ込んでくるものだから、それをとめるために、予算はほとんど防衛省の方からこれは出とるそうです。たしかそうだったですね。

○西山砂防課長 そうです。100%です。

○児玉文雄委員 だから、これは当然地域住民に対してはそういうことはしてもらわにゃ困るんですよ。演習場の中じゃないから、外の方をやっているわけです。

○岩中伸司委員 今の説明のように、演習場の外の、いわゆる我々の生活、極端に言うと、やっぱりそれに関連するところに影響が出るということでの事業ですか。

○西山砂防課長 済みません、言葉足らずで、まさに人家保全とか、そういう人命を守るための施設でございます。

○岩中伸司委員 これは演習場の中のところに何でそがんとをと思うて。

○井手順雄委員 じゃあ、ほかに。

○児玉文雄委員 この次条例が改正されるわけですが、今まで県営住宅の中に駐車スペースそのものはあるわけだな。大体見るとあると思うんだけど、それは管理組合、不適切な管理があったから条例を改正することになっているんだけど、今までは、もうあたたちが、使う人で勝手にしときなっせというようなことだったのか。それで、この次、法を新しく——だから、この知事の許可を受けなければならないなんて第1条に載っとるわけですよ。1条というか、これは(1)にですね。駐車場の使用を、一々知事の許可を受けるなんて、これはちっとおかしい話だし、今まではどうしていたのかと。それをちょっと。

○吉川住宅課長 住宅課でございます。

先ほども説明いたしましたように、平成4年までは自由に使ったんですけども、車庫法が制定されましたので、平成4年10月から、

入居者の方で管理組合を結成いたしまして、取扱要綱を定めまして、その方たちに県営駐車場の管理の委託、それから駐車料金の徴収、それをまとめて県に申請していただいております。

許可の話ですが、許可は、そのときも知事の許可としてやっていたわけです。以前は事務取扱要綱だったために、今回は、ちゃんと条例の中にうたおうということで、条例化をしたということでございます。

○児玉文雄委員 そういう、知事なんて、一々駐車場のあれまで知事を持ち出さぬでもいいから、それはもう土木部長でもいいし、まあそれは住宅課長あたりがちゃんとすりゃいい話で、ちなみに管理費は1台幾らぐらい取りよったのかい。

○吉川住宅課長 以前は、熊本市周辺で2,100円でございます。

○児玉文雄委員 まあ適当な値段じゃないかな。安いほうだな。

○渡辺利男委員 関連していいですか。

じゃあ、今までは管理組合に任せて、少し上乘せして取っても、それを管理運営費に回せるように、裁量権が少しはあったわけですけども、今度からはその部分はどうなるのかということ、駐車場管理は現実的にはやっぱりその管理組合がやっていくのか、ちょっとそのところを聞かせてください。

○吉川住宅課長 現場の管理に対してですけども、まず、管理組合の件ですが、管理組合を存続するかどうかということは、それぞれの各自治会がございまして、その中で、県で管理するようになったとしても、やはり駐車場の車の、言うなら配備とか、年に1回の抽選とか、そういうのをどうしても管理をし

たいと、管理組合をつくってみんなでやりたいという組合もございます。

使用料に関しましては、県としましては、指定管理者に管理を委託する予定でございますので、その分について、管理組合の方に委託するかあるいは管理人を定めて委託するかというのがありますが、管理組合がもし存続するのであれば、組合員の方たちが上乘せして徴収されて、管理、運営に使用されるということも考えられると考えております。

○渡辺利男委員 指定管理者制度に管理を移行したいという意向ですけれども、それは各県営住宅ごとの指定管理者なんですか、それとも、もう市内なら市内いっぱい網羅した指定管理者になるのでしょうか。

○吉川住宅課長 県営住宅を一括して指定管理者にお願いしたいと考えております。指定管理者制度そのものが全部を一括して委託しておりますので、指定管理者にお願いしたいと思えます。

○渡辺利男委員 それは可能ですかね。実際、いろんな県営住宅内の事情に日常的にやっばり接している人でないと、なかなかこれは難しいですよ、はっきり言って。それを、市内いっぱい網羅した指定管理者に任せて、どんと任せてできるかということ、とてもできぬのじゃないですか。

○吉川住宅課長 これは、指定管理者からまた再委託という形で、管理組合なり管理人あたりを定めて、指定管理者の方から再委託をするということを考えております。

○渡辺利男委員 何でそういうふうにならば二重にせないかぬのでしょうか。その管理組合を、しっかり、ぴしっとさせればいいんじゃないですかね。

○児玉文雄委員 それと関連で、ちょっと答弁前に。

今1台2,100円と言いましたね。その金は県が取るのか、管理組合のが取るのか、それをちょっと聞きたい。

○吉川住宅課長 県の収入でございます。

○井手順雄委員長 それなら、先ほどの渡辺委員がおっしゃったように、何で二重にせないかぬのかというような答弁をお願いします。

○吉川住宅課長 今までは、先ほども申しましたように、管理組合に現場の管理と駐車料金の徴収をしていただいて、一括して組合から納入していただいております。

ところが、実は、管理組合から駐車場を使用する人たちの名簿を出してもらうんですが、その中には、言うならば家賃の滞納者もでございます。家賃滞納者につきましては、駐車場の使用は認めないという、これは国のモデル条例にもありますし、従来の熊本県の取扱要綱にもうたっております。そういうことで、管理組合で一括して申請が上がってきますが、県の方で、この方たちは許可できませんということでお返しするんですが、そのときに、言うならば我々県としましては、許可できない理由は申しませんが、大体管理組合の方で、理事長さんとか役員の方たちは大体わかっているということがあります。

そういうことで、実はこれはちょっと変な話なんですが、理事会とか管理組合の総会の席でそういう発言をされた役員の方がおられまして、プライバシーの侵害だということで、言うならば非常に不快に思われた使用者の方がおられました。そういうことで、駐車料金も直接県で徴収すると、そういうことにした

ものです。

○渡辺利男委員 結局、管理組合にさせて、いろいろ問題があるから、今度は指定管理者を間に入れるということだけでも、最終的に管理組合にさせるなら同じたい。

○井手順雄委員長 その言い方は、何か県は逃げているような……

○吉川住宅課長 徴収は県で直接いたします。

○井手順雄委員長 ちょっと補足説明を。

○青木土木部次長 整理させていただきます。

この問題は昨年春に発覚したわけですが、これは県が実態を把握したところ、管理組合において、県の使用許可を得ずに駐車場内区画の利用を認めて貸し付けているといった、不適切な使用実態というのが判明いたしました。こういったものをまず防いでいかなければいけないということで、従来は組合を通して管理を行っていたものを、県が直接管理をするという方式に改めようということでございます。

この点につきましては、多くの組合からも、やはり料金の徴収をみずから自分たちでやるということに対して、非常に過重な負担になっているといった声もございまして、そういった点も踏まえ、また個人情報の保護といった観点も踏まえまして、今回このような方法を条例という形で提案させていただいているわけでございます。

ただ、御指摘がございましたように、実際の現場での対応につきまして、確かに指定管理者がすべて対応できるか、迅速な対応が可能かという点になりますと、やはり地元の御協力も得ながら進めていく必要がございますの

で、そこは組合によって考え方も——私どもが接する中ではいろんな考え方をお持ちのところもございますので、個別によく話し合いをしながら、連携して対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○渡辺利男委員 今までも、私、地元には800数十戸の——東町にありますけれども、相当やっぱり管理組合はいろんな苦勞をされているんですよ、実際。あの要綱をつくったときも、月300円なら300円上乗せしていいから、それは管理組合で使っていていいというふうになっとなつたわけで、空きスペースを勝手にしよつたなんていうのがもしどこかにあったら、そういうのはやっぱり直接日ごろから見に行つて、住宅課がチェックをして、きちんととかんからいかぬわけであつて、そのことがあつたからといって、じゃあ今度指定管理者に任せて、結局はまた管理組合が管理、運営していくというようだと、どうもよくわかりませんがね。

○青木土木部次長 現場の対応につきまして、地元の協力は得ながら進めていきたいと思ひますけれども、どなたにどの区画を貸すといった管理の基本的な部分につきましては県が行うこととしまして、それを指定管理者において実施していくということにすることで、今回発覚しましたような不適切な実態、これを防いでいきたいと、再発防止に努めていきたいということでございます。

○渡辺利男委員 指定管理者は、そういう住民の個人的情報とかプライバシーとか、そういうのかかわりはどうなるんですか。

○吉川住宅課長 指定管理者は、県営住宅の家賃の徴収と申しますか、申し込み、そういうときの事前審査と申しますか、抽選とかそういうのを、具体的な名前でございますと、住

宅供給公社でやっておりますので、それは駐車場の管理についても同じようなことで、それは当然個人情報の保護については公務員と同じような取り扱いでやっていくと思えます。そういうことになるということです。

○児玉文雄委員 私も納得いかぬよ。

結局は、いわば団地の自治会みたいなものですよね。だから、そこに何百円か上乗せする、それは自治会そのものの運営費に充てられておるわけだから、それを指定管理者にまた指定して、2,100円は県が取ると。だから、指定管理者になった人も、また取らにゃいかぬと。そるばってん、この何万戸とある住宅を管理ができるもんですか、その住宅供給公社なんて大したことありばっするごて。だから、人を雇うたりなんかして、またしなきゃいかぬ。無駄な経費を……だけん、そこに住んどる人——禁止地域に置いたというのは、それは白ペンキでも塗って、ここは駐車禁止ですよと、ちゃんとしとかにゃいかぬわきたい。それは家主が悪いんですよ。そこに置いたということは、恐らくそこには防火水槽かなんか地下タンクがあるから、そこに置いちゃならぬという禁止にしとるはずだから、それは家主がそういう——ちゃんとここは車は置いちゃなりませんと。だけん、県が悪いというんですよ。不適切な使用とかなんとかあなた方は言うけどね、恐らく下には地下タンクかなんかあるはずなんですよ。

○青木土木部次長 こういった不適切な事例があったということは、県としても大変遺憾なことだというふうに思っております。

ただ、今申し上げておりますのは、本来駐車できないスペースに駐車しているのを改めるということではなくて、例えば、家賃滞納者など、本来県として駐車場の使用を認めたい方々に対して、組合が貸し付けを認めていたといった事態があったものですから、そ

ういった事態を防いでいかなければいけないということで、今回の提案をさせていただいたわけでございます。

○児玉文雄委員 しかし、その住宅に住んでいる以上、あなたは滞納者だから、車を駐車しちやいけないということは、車を持つなということですよ。結果はそうでしょう。あなたは車は持つてはいけませんよと。駐車場がなくて車を持つわけにはいかぬでしょう。

○青木土木部次長 当然、家賃を適切に納めていただければ使用許可は可能なわけですので、まずは家賃をちゃんと払っていただくというのが先かと思っております。

○児玉文雄委員 だから、人間たい、今、ああいう、例えばある程度市街地に遠いとか、勤務先に行くとき、やっぱり車を利用しなきゃいかぬわけですよ。そのとき——まあ払わないということは金がないから払わないというふうに解釈して、それは、今滞納者リストを出せというなら、物すごい数があるわけですよ。なら、その人たちは、日常の生活も、車がなければ生活はできないわけですよ。それよりも少し滞納者をなくす方法を考えていくべきであって、駐車場にそれとかかわりを——滞納しとるけん駐車場は使わせぬと、その理屈は私はちょっとおかしい理屈と思うよ。それは役人の考える、あなたたちが考える理屈なんだよ。そうでしょう。

○渡辺利男委員 要するに、滞納者は、今までも要綱で滞納した人はだめですよとなつたわけだから、ずっと滞納した人は、車はもう出ていってくださいというふういきちんと対応すればよかったけれども、管理組合ではそれができなかったということですか。じゃあ、指定管理者だったらそれがきちんとできるんですかね。やっぱりいろんな内情は抱

えとんなはつとですよ、はっきり言うて。

○青木土木部次長 実際、この案件につきまして、住宅課におきまして、各組合からいろいろ事情聴取などをして話し合いもしております。そういった中では、ほとんどの組合におきまして、やはりこれを組合という形で運営していくのは大変過度な負担になっているという声がありました。

そういった実際の現場の声なども反映しまして、一定使用料の徴収であるとか、かなり強制力を持ってやらないといけない部分については、指定管理者において担当して、また、現場での対応については地元の御協力もいただきながらやっていこうということございまして、今後、こういった再発防止に、指定管理者ともども協力して努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○児玉文雄委員 委員長、それなら指定管理者も料金徴収をするなら、ただじゃせぬだろうから、幾らぐらい考えとつとですか、指定管理者に出すとき……

○井手順雄委員長 その前に、その指定管理者の方々の人員というのは、これによってふやしてあるんですか。そこら辺も含めて答弁をお願いします。

○吉川住宅課長 指定管理者の委託料の件ですが、これは先ほどお願ひいたしました住宅管理費の中に2,200万円程度含まれていると申しましたけれども、これは必要な事務費でございまして、住宅課から直接駐車場の利用者の方々に納付書の送付をしたり、そういう事務経費でございまして。それと、一部が、言うなら指定管理者の方に事務委託料としていくものでございまして。それは、大体指定管理者の方に対しましては、総額で1,800万円程

度を予算として考えております。

○児玉文雄委員 だから、今まで2,100円の1台当たりの置き料が県に入っているわけですよ。県に今もらいよると言われたから。その中から、そういう徴収の通知をしたり、いろいろ徴収を——たまには出かけていかなきゃいかぬかもしれぬから、なら、それから減るといふわけだな。今、1,800万円と言うたろう。1,800万円の額は、減るわけだよ、今の答弁では。

○吉川住宅課長 いや、そうではございません。使用料は県の一般財源として入ってきますので、実際、管理費と連動するものじゃございません。

○児玉文雄委員 それなら、管理費はどこから出すとね。

○吉川住宅課長 管理費は駐車場……(発言する者あり)

○井手順雄委員長 はっきりしなつせ。わからぬもん。

○青木土木部次長 本来、管理組合が運営するに当たりましては、これは組合によって若干差はございますけれども、県に納める使用料に上乘せして、独自にその管理費を徴収しているところが多うございまして……

○児玉文雄委員 当然の話だよ、それが。

○青木土木部次長 ですから、実際に駐車場を利用する方は、県に納める使用料よりも高いお金を納めております。今回は、この管理に要する費用を含めて県の方で徴収して、その一部を委託費として指定管理者の方へ出していくという形をとることになりまして、こ

これは団地によってまちまちでございますけれども、若干ふえるところもあれば、逆に今までよりも個人負担が減るところも出てくる可能性はございます。

○児玉文雄委員 本来は、民間もアパートを貸しているわけですよ。これは駐車料金はただなんですよ。必ず1世帯に1台、2台を欲しがる場合は別途料金をもらうというようなことで、普通、民間は、1世帯(発言する者あり)いやいや、それは私が今までやってきたから知っとるけど、我々は、駐車料金は、1世帯に1台は義務と思うとるわけですよ。取らないんですよ。どうですか、その点。

○井手順雄委員長 次長の方で対応してください。

○青木土木部次長 賃貸住宅において、駐車場料金をどのように取り扱っているかという点に関しましては、家主さんによってかなり差はあるかと思えます。例えば、家賃に含めて駐車代金を取って、駐車場代としては取っていないケースや、実際に住宅情報誌などを見ますと、1戸当たり駐車場代幾らという形ではっきりと取っているようなところもございます。

ただ、いずれにしましても、一定のスペースを使用することになるわけですので、特に県営住宅の場合ですと、県有地を使用することになりますので、一定の御負担はお願いせざるを得ないのではないかというふうに考えているところでございます。

○児玉文雄委員 そるばってん、ある意味では、建ぺい率とか、それからすると、当然面積に対して用地は余分につけなきゃいかぬわけだから。それはもともと駐車用としてつくったんじゃないかと、アパートをいっちょつく

るために、何世帯入っとるか知らぬけれども、その少なくとも2倍ぐらいは要るはずなんですよね。建ぺい率から考えたら、普通200%のところでしょうから。用地は200%、それなら、それは当然あいている土地なんですよ。それを駐車場として貸すんだったら、そぎゃん金のかかる面倒くさいようなことばっかりせぬでも、今まで管理組合が——管理組合は、やっぱりその自治会という形で考えるなら、自治会運営費が要るわけなんです。だから、その車にプラスすれば、そのプラスした分が自治会運営費にもなると、そういう利便性もあると私は思うわけですよ。それを、わざわざ指定管理者制度の導入なんかする必要はないんだよ。ややこしいことばかりやるよるだろうけん。

○渡邊土木部長 済みません、ちょっと。

実は、さっきもちょっと次長から話がありましたけれども、こういう違反の事柄があるということで全部調べたんです。調べたら、管理組合、そもそもが自分たちの手に負えぬと。だけん、県が直接してくれというのがほとんどだったんです。それ以外のことを言われたのは2つの管理組合だけです。あと42のうち40、これはもう自分たちじゃ手に負えぬけん、県で直接徴収して、県で直接管理してくださいと。これは全部です。

だから、我々も、それならこれは条例を改正して、今度は県が直接許可して、県が直接徴収する方法をとろうというのがこの条例の改正点です。ですから、組合そのものが非常に困っておられたというのが実情です。

それから、駐車場も、昔からの県営駐車場も多うございますから、すべてに駐車台数が全部目指せとるかというところでないものですから、ちょっと年寄りの方なんか車を持たれてない方は随分おられます。いろんな事情があって、管理組合、いろんな苦勞をされて、今まで違反も含めて管理されてというのが実

情で、相当困っておられたということでございます。

○溝口幸治副委員長 その困っているという背景は、例えば、推測するに、管理組合の組合長さんというのは、日ごろからその方たちとも顔を会わせたりしとるけん、例えばここに車を置かせてくれと言われたら、だめとは言われぬし、例えば団地の家賃を滞納しとるとわかつとも、滞納しとるけん車を置くなど、さっき児玉先生の話じゃないですが、車を持つとる以上どこかに置かんばんけん、滞納しとるけん置くなどは言われぬ。そういうのがやっぱりどんどんどん重なって、本当は言わなければいけないこともなかなか顔を会わせると言えないので、しっかり県で条例を制定して、県の責任のもと、そういうのも言ってくれと。つまり、管理組合と、その利用される方々の、まあクッションというか、風通しがよくなるようにという表現がいいのかどうかわかりませんが、県が主体的に、管理組合の組合長さんも、これは県がこういう指導をしていますからということで、まあ逃げられるというか、正式に言いわけができるというような仕組みを今回つくろうということがその背景にあるとですか。

○渡邊土木部長 いや、そうじゃなくて、もう管理組合、ずっと何十年と管理組合長をされとる方もおられますけれども、ほとんど交代交代で、管理組合の組合長になり手がなとか、役員になり手がなような状況で……

○溝口幸治副委員長 それは、そういうのがあるけんじゃなかつですか。

○渡邊土木部長 さっきも話が出ましたけれども、だから、今度は県の方で一括して許可し、一括して徴収する。そうすると、管理が本当にでくつとかという話がそこに入って

るわけで、そうすると、管理組合そのものは、いろんな考えをお持ちの——やっぱりやり方が全部違ったやり方をされとるものですから、そこら辺については各管理組合と全部協議しながら、そこに合った形を我々はとっていきますと。だから、同じ方式で、一括して同じ画一的な方式はやりません。例えば、今溝口副委員長がおっしゃったような、間にクッションというような話もあるかもしれぬし、また違う方法をとるかもしれませんが、基本的には県が許可して、基本的には県が徴収するという、そこだけはルール化したいということでございます。

○児玉文雄委員 それなら、部長、基本的には経費が要るわけですよ、県でそういう徴収をするということは。今、2,100円か、一般会計に入りよりますね。これも減るといことですね。

○青木土木部次長 駐車料金につきましては、今回、立地条件なども勘案して一定見直しを行いまして、今の駐車料金を改めまして、管理費も含めた形にする計画でございます。

○井手順雄委員長 だけん、減るとか減らんとかを言わなん。

○児玉文雄委員 だけん、上がる可能性はあるわけですよ。

○青木土木部次長 ふえるところはございます。

○井手順雄委員長 上がるわけでしょう。

○青木土木部次長 はい。

○児玉文雄委員 管理もまた県でそれをするならば上がるわけですよ。だから、個人負

担も上がる。そうすると、収入は、当然それだけ満足に上げられぬけん、県の収入は減るということですね。

○青木土木部次長 先ほども申しあげましたように、従来は管理組合が使用料に上乗せして自分たちで独自に取っておりましたけれども、今回は、その管理費を含めて、県の方で徴収させていただくということでございます……

○児玉文雄委員 だから、そこに住んでいる人は、出す金も——これは恐らく従来よりもまだ高くなると、私はそういう——でないと、指定管理者制度あたりをして、それで採算がとれなきゃされぬとだから。当然、それは指定管理者でそれを請負った人も、そりゃ1台に1,000円ぐらい言うてきますよ。

○井手順雄委員長 そこら辺の詳細を児玉先生に後から……

○児玉文雄委員 だけん、私にしゃんむりでん個人的に言わぬちゃよかけん。私は、この条例案には反対しますけん。そぎゃんあやふやな条例改正というのはありゃせんよ。

○井手順雄委員長 じゃあ、もうちょっと時間を——それでは、ほかに質問は。

○岩中伸司委員 質問は——今のやつでいけば、私は、現状はようわかるなと思うですね。今の時代は、多分管理組合も大変だろうなと。児玉先生には悪かばってん、児玉先生は新社会党のような言い方をされよるばってん、私は、やっぱりこの管理は本当簡単にはいかぬ、管理組合に任せられぬ。今、いろいろ部長のも聞くと、その辺でいかんとでけぬとだなどいうのを改めて今感じました。採算の問題もありますが、やっぱりそれはしっかり、私の

意見です。

それと、ちょっとお尋ねしたいんですが、さっきの補正のところで、住宅マスタープランの関係で、街なか居住推進事業でマイナス2,686万円、これも、申しわけなかばってん、住宅課ですね。

今度の予算で新たなやつを見れば、街なか居住推進事業で2,475万円ということになっているんですが、これはもちろん国の進める中身でしょうけれども、この関連はどうなるとるですか。

○吉川住宅課長 昨年度のこの街なか居住推進事業ですけれども、これは予定していた事業者がいなかったということで……

○岩中伸司委員 いなかったんでしょう。

○吉川住宅課長 はい。また、来年度も予算計上をお願いしているわけです。

これにつきましては、市町村とヒアリングをいたしまして、大体めどを立てております。

○岩中伸司委員 めどを立てるということですけれども、これは国の事業の中身も積極的に進めていかなんやつといかんでよかやつといろいろあろうし、確かにさっきの説明では、利用者がよりよいように、民間の住宅でも、まあそんな居住環境をつくってやろうというふうなことでしょうけれども、しゃんむり押しつけて金を使わんちゃよかなという気がするわけですね。

ですから、昨年度はマイナスで補正を組むようなことで、今回また新たにという、市町村合併じゃないけれども、積極的に進めぬでも、やっぱり自主的なやつで市町村から要望が上がったつなら別ばってんが、しゃんむりこれを使わなんけんがする事業ということは、ちょっとやっぱりやめたほうがいいなというように思っています。

これは、確かに今は街なか居住推進事業のことで言っていますが、ほかの事業も私はそういうふうなとらえ方を、ぜひ県としては一國が言うたけん、それはしゃんむりやらないかぬということは、やっぱりちょっとストップをさせたほうがいいなというふうに思いますので、ぜひ、予定をしているところが20年度はありそうだということですが、あんまり無理せんでよかつじゃなかですか。どうですかね、課長。

○吉川住宅課長 この街なか居住推進事業は、熊本県の、言うならば町中の活性化のために、その一つとしてやっているわけでございまして、国からの押しつけではございません。つまり新幹線駅とか、何と言ったらいいのか……

○岩中伸司委員 それが間違いで、新幹線駅でろ言うのが……

○吉川住宅課長 市町村合併をした市町村の都市計画といいますか、町中を活性化するための計画をつくったところに対して、民間の方が、そういう子育て世帯のためのアパート、共同住宅を建設されるときに助成をする市町村に対して、県も助成しましょうという制度でございまして、だから、これについては、ぜひ進めていきたいと考えております。

○岩中伸司委員 それは県の発案の積極的なやつということですか、国じゃなくて。

○吉川住宅課長 はい。国の、言うなら補助といいますか、交付金をいただいとるということです。

○岩中伸司委員 そういう意味では、町の活性化を何とかしたいという、せないかぬという一つの施策で考えられているということ

すかね。

○吉川住宅課長 はい、そうです。

○岩中伸司委員 まあ、いろんな取り組みをされながらやっぱり活性化をせないかぬということだろうと思いますので、無駄にならぬような形で活用していただきたいというふうに要望をしときます。終わります。

○渡辺利男委員 都市計画課に緑の基金のことについてお尋ねしますけれども、財団法人緑の財団が解散ということで、基金を取り崩すということで、ここに一部を寄附して新たにつくるということですが、緑の財団の基金は幾ら大体あったのかというのと、今度この基金に持ってくるのが幾らか、そして毎年大体幾らぐらいこれを使っていく予定なのか、ちょっと教えてください。

○山本都市計画課長 緑の財団全体の基金としましては、いろいろな緑化基金、それからグリーンリザーブ基金、それから基本財産と景観基金というのがございまして、全体21億円ございまして、このうち、今回しています基金の中には6億円基金を積み出したいと。有価証券が5億円、それから、1億円が、先ほど補正の中で組ませていただきました9,800万円の現金がございまして、これを繰り入れて来年度からの景観行政に役立てていくということにしております。

それから、毎年ですけれども、大体この基金の運用益で1,500万円ぐらい出てくるのではないかなと思っております。

○渡辺利男委員 それじゃ、今まで緑の財団は、たしか林務の方が持っていたんじゃないですか。じゃない、やっぱり都市計画課。

○山本都市計画課長 土木部です。

○渡辺利男委員 土木部だったですね。失礼しました。

それで、このことによって相当やれる範囲というのは少なくなってきたと思いますけれども、どうなんですか。一般会計からあわせて、今までと変わらないような手当てというのはやっていくんですか、それともこの範囲内、年間1,500万円ぐらい程度の活動にしか使えないということになるんですか。

○山本都市計画課長 この6億円の基金と、それともうほかに15億円、これは県の方に一般財産で入れております。ここも含めまして、この1,600万円程度と、これは恐らく6月の補正でつけるかと思っておりますけれども、プラスアルファで今お願いをするように予定しております。

○井手順雄委員長 よろしいですか。

○渡辺利男委員 はい。

○井手順雄委員長 ほかにございますか。

(「ない」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 じゃあ、ほかに質問がないということで、ここで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第23号、第30号から第32号まで、第37号、第68号、第69号から第71号まで、第80号、第86号及び第87号について一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありますですね。

児玉委員については、71号……

○児玉文雄委員 賛成多数になるけん、よかたい、おれが1人反対したっちゃ。だけん、71号だけ分離しなっせ。

○井手順雄委員長 一括採決に反対の表明が

ありましたので、議案第23号と第71号について、それぞれ挙手により採決を求めたいと思います。

まず、第23号は、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○井手順雄委員長 賛成多数と認めます。

それでは続きまして、第71号について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○井手順雄委員長 賛成多数。よって、第23号、第71号は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、残りの議案第30外9件について一括して採決を行います。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号外9件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他の報告事項に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっておりますので、まず、それぞれ担当課長から説明を受けた後、一括して質問を受けたいと思います。

それでは、関係課長、簡潔にお願いいたします。

○鷹尾監理課長 報告事項の1、土木部にお

ける平成20年度の行財政改革の取り組みについて御報告を申し上げます。

本県では、平成17年2月に策定をした熊本県行財政改革基本方針に基づきまして、行財政改革の取り組みを全庁的に推進をしているところでございますが、平成20年度の行財政改革の具体的な取り組み内容につきまして、本年2月に、平成20年度実施計画(アクションプラン)を策定して公表したところでございますが、この資料は、その中で土木部所管の行財政改革の主な取り組みについて記載したものでございます。

平成20年度の新たな取り組みを説明したいと思います。資料の1ページでございます。

まず1番、行政改革の取り組みについてでございますが、県行政の守備範囲の見直しといたしまして、県営住宅につきまして、県営住宅ストック総合活用計画、平成15年3月の策定でございますが、この見直しとあわせ、管理方法の検討を進めることとしておるところでございます。

2ページをお開きください。

2番目、財政改革の取り組みについてでございますが、受益者負担の適正化ということで、建築物の確認申請手数料等につきまして、受益者負担の適正化の観点から、平成20年6月から、事務に要するコスト等から算出した額に改定をすることとしております。

以上、2件が新たな取り組みでございます。

その他につきましては、昨年度に引き続き、継続して取り組んでいく予定でございます。

平成20年度におきましても、行財政改革基本方針及び20年度実施計画に基づきまして、引き続き行財政改革に鋭意取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○生喜港湾課長 港湾課でございます。

報告事項2の水俣港百間排水路等ダイオキシン類対策について説明させていただきます

す。

今回の報告の趣旨につきまして、資料1ページに記載しております。

この問題に対しまして、熊本県としましては、平成14年4月のダイオキシン類による汚染土砂発見以降、水俣病の水銀汚染の経験をもとに、公害防止対策事業として、早急かつ安全な処理を図るべく最大限の努力をしております。

汚染土砂発見後、直ちに専門家による検出で、汚染原因者の特定、対策範囲と工法を決定しまして、平成16年度から国の補助を受けた公害防止対策事業として着手しました。そして、しゅんせつ、除去する土砂の埋立処分地をチッソが所有する水俣市梅戸町1丁目に決定し、平成18年10月からことし2月まで、1年以上にわたり、処分地周辺の住民等の理解を得るべく説明を重ねてまいりました。

具体の処分場所は、資料3ページの写真をご覧ください。

この写真の左側で、黄緑色で枠囲みしたところが、現在はチッソが所有いたします処分地でございます。ここに、県が赤、水俣市が青色で囲った施工範囲の土砂を、緑色で表示する中間処理地でセメントをまぜた後、水分を抜いて処分量を減らす処理をしまして、緑色の破線の部分の――運搬経路を示しておりますが、そこを通過して処分予定地に運搬、埋め立てを行う計画としております。

しかしながら、現在の計画内容は、これまでの1年以上にわたる説明でも、一部住民団体の理解が得られておりません。県の計画に反対される一部住民の方からは、無害化処理、チッソ工場内への処分、または水銀へドロを埋め立てております岸壁背後の港湾用地への処分等を求められております。

これに対しまして、県としましては、処理方法については対策検討委員会の結果を踏まえて、無害化処理は技術が開発途上であり、また多額の経費増が見込まれるために採用し

ないこととしておまして、セメント固化処理を初めとする多重の安全対策を施し、無害化処理にも匹敵する計画にしております。

また、処分予定地は、チッソ所有の敷地であり、要求されているチッソ水俣工場内と港湾用地に比べまして、総合的に見て安全性が高い場所であるため、適地であると判断しております。

以上によりまして、熊本県といたしましては、ダイオキシン類汚染の拡散を防ぐため、これ以上環境基準を超えるダイオキシン類汚染土砂の処理をおくらせるわけにはいかないと考えており、一部反対はございますが、今後、処分場用地の買収を行うとともに、工事に着手していく考えでございます。

なお、この問題につきまして、水俣市長は、計画内容を現時点では最善のものと評価されております。また、水俣市議会においても、県に底質ダイオキシン類対策事業の速やかな着工を求める決議を提出されております。

以上で説明を終わります。

○井手順雄委員長 終了しました。

何か質疑はございませんでしょうか。

○岩中伸司委員 今のやつで、きのうも環境で報告をいただいたんですが、この処分場の構造の図面があるんですけども、セメント固化処理のこの広さというか、これは何平方メートルぐらいあるんですか。

○生喜港湾課長 敷地面積は、一応2,000平米というふうにしております。ボリュームとしましては、セメント固化は9,400立米ぐらいありますけれども、深さが7メートル程度あります。

○岩中伸司委員 そうすると、この図面で見れば、あの海岸の近く、これでいけば10メートル以上余裕をとってあるので、ここでいけ

ば安全だという県の認識ですか。

○生喜港湾課長 この海岸部は、上の部はちょっと表土がかぶっておりますが、岩盤がかなりありまして、しかしながら、海の侵食等で風化を少ししている状況もあります。そういう意味で、下の海岸の方は擁壁と、またはその上部はコンクリート吹きつけ等をしてそういう風化防止を行いまして、10メートル以上の距離を確保して安全性を保っております。

○岩中伸司委員 一部反対があるということですけども、これまで4回の説明会というのは、これは参加者とかどれぐらいあって——そういう説明会をずっと積み重ねてこられたんでしょけれども、その中身というかな、これは水俣市関係者とか、チッソの関係者とか、いろんな地域住民とか入った説明会になっているんですか。

○生喜港湾課長 第1回目は、平成18年10月26日に行いました。そのとき、工法に少し——いろんな意見が出ました。その住民の意見を聞きまして、今のセメント固化という方法の——安全性を多重にと、まあ上乘せした安全性を確保するような内容になっております。それを、第2回以降、住民の皆様、これは地元説明会を計3回、一番最後に、この前2月8日に市民全体を対象にした説明会をやっております。

内容につきましては、先ほど言いましたように、当初から工法に対する反対、無害化処理をしてくださいという要望が1つ、もう一つは、場所に対する反対、チッソの工場内に処分してくれというような、大きな2つの反対意見がずっと続いております。

○岩中伸司委員 その反対意見というのは、これは図面でいけば、例えばそういう海岸じ

やなくて、もっとチツソの工場の方に持って
いけとかということで安全性を求める人だろ
うし、私もちょっと無害化処理というのはわ
からぬとぼってんが、どういう処理か。金が
かかるとかということですが、それは折
り合いはつかぬとですか。もうこのまま行く
とですか。

○生喜港湾課長 今回の場所につきましては、
私たちは、ここの今の地下水とか地盤の強度
等を勘察しますと、現在のところが要求され
ている——埋立地でもありますし、工場内は
ですね。非常にそこよりも安全性は高いとい
うふうに判断しております。

○井手順雄委員長 いや、このまま折り合い
がつかぬとかという話たい。それはどうなん
ですか。

○生喜港湾課長 そういうことで、まだ一部
の住民の方とはそういう——納得されておら
ないところはあります。

○岩中伸司委員 そこら辺、今委員長じゃな
いけれども、市とか議会とか、とにかく急い
でほしいと、漁協を含めて。早くやっぱり—
これは私も急いでほしいなというふうな思
いですが、そういうことを含めて、折り合い
がつかないという一部の人たち
というのは、これは行政とか、そういう地元
の人でしょうけれども、何とか折り合いが
ついて理解を求めるということはできないん
ですか。

○生喜港湾課長 その努力を平成18年10月か
らやってまいりまして、先ほど4回の説明会
以外にも、市の方が単独で、市長さんみずか
ら住民団体に説明に行っておられます。これ
が3回ほど行っておられます。私たちも、ま
た、現場で、この海岸べたで説明したり、現

地での説明会、そういうのも重ねて、相当な
回数の説明会をやってきましたけれども、や
はりもうこれ以上は待てないというような状
況でございます。

○森浩二委員 行財政改革の中で、電子入札
を20年度から本格運用としてありますけれ
ども、インターネットが来とらぬところにある
会社はどうすつとですか。

○鷹尾監理課長 インターネットの普及につ
いては、基本的に県内各地に回線は配備され
ているというふうに理解をしておりますし、
特に回線がないということで業者さんの方か
ら指摘を受けている例はこれまでございま
せん。

○森浩二委員 極端に言えば、玉名市にも2
カ所あつとですよ、町中で。町中に来とらぬ
わけですよ。そこに業者が5～6社あつとで
すけど。

○鷹尾監理課長 インターネットのいろんな
回線がございますけれども、光ファイバーか
らADSL、それから通常の電話回線、もち
ろん通信速度の違いもございまして、委員御
指摘のとおり、その回線の種類によってはま
だ行ってないというようなところもあろうか
と思っておりますけれども、いずれかの方法によ
っては可能というふうには考えております。

○井手順雄委員長 インターネットの来とら
ぬところのあつとですか。電話も来とらぬと
こですたい。

○森浩二委員 いやいや、電話はあつとたい。
遅かもんだけんな。

○井手順雄委員長 光ファイバーが来とら
んとだらう。

○森浩二委員 光ファイバーが来とらぬとたい。なら、遅いあれでせなんとかな。何て言うの、ADSLかな、昔のあれで。

○鷹尾監理課長 私ども、NTTの方がどういうふうな計画を持っておられるのか、ちょっと詳細は把握いたしておりませんが、現状考えられる容量、それぞれ対応いただくしか……

○森浩二委員 なかわけたいな。わかりました。

○鷹尾監理課長 というふうに思っております。

○堤泰宏委員 以前、1回ここでお話をしましたけれども、県営住宅、これを行政改革の中で取り上げてありますけれども、これを一回民間にもう全部払い下げて、もう県は何もこれは所有しないと、1回申し上げたと思いますが、そういう検討をされた方がいいと思うですね。

今、これは数字ははっきりしませんけれども、日本全体で空き部屋、空き家といいますが、それが約4割ぐらい何かあるそうですね。公営住宅をつくった最初の目的は、戦後のあれは住宅難からつくつとるわけですよ。今はもう住宅は余つとるわけですから、こんな多額の費用と人手を要して、公営住宅をいつまでも維持するがいいかどうかということをお私に根本的に考えられた方がいいと思うですよ。

土地、家を売却すれば相当お金が入るです。固定資産税は、これは市と思いますが、郡部にも県営住宅があるかもしれぬですけども、固定資産税までは県は取れぬと思うですけども、私は、これは財政的にもよく検討される時期に来ているような気がいたしま

す。4割あいとるとというのは、私のこれは週刊誌の情報ではっきりしませんけれども、まあ2割以上はあいとると思います。

以上です。

○井手順雄委員長 要望として、今後考えていっていただきたいというふうに思っております。

以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

1年間、まことにありがとうございました。

午後0時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長